

平成28年10月20日から
平成28年10月21日まで

平成27年度標茶町各会計
決算審査特別委員会記録

於 標茶町役場議場

平成27年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録目次

第1号(10月20日)

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
認定第1号 平成27年度標茶町一般会計決算認定について	5
認定第2号 平成27年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計 決算認定について	5
認定第3号 平成27年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	5
認定第4号 平成27年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	5
認定第5号 平成27年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	5
認定第6号 平成27年度標茶町病院事業会計決算認定について	5
認定第7号 平成27年度標茶町上水道事業会計決算認定について	5
決算審査意見書補足説明について	35
内容質疑	42
散会の宣告	54

第2号(10月21日)

開議の宣告	59
付議事件	
認定第1号 平成27年度標茶町一般会計決算認定について	59
認定第2号 平成27年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計 決算認定について	59
認定第3号 平成27年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	59
認定第4号 平成27年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	59
認定第5号 平成27年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	59
認定第6号 平成27年度標茶町病院事業会計決算認定について	59
認定第7号 平成27年度標茶町上水道事業会計決算認定について	59
総括質疑	
熊谷善行君	72
櫻井一隆君	73
渡邊定之君	74
本多耕平君	78
松下哲也君	96

深見 迪君	99
閉会の宣告	107

平成27年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

平成28年10月20日（木曜日） 午前10時55分 開会

付議事件

- 認定第 1号 平成27年度標茶町一般会計決算
- 認定第 2号 平成27年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算
- 認定第 3号 平成27年度標茶町下水道事業特別会計決算
- 認定第 4号 平成27年度標茶町介護保険事業特別会計決算
- 認定第 5号 平成27年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算
- 認定第 6号 平成27年度標茶町病院事業会計決算
- 認定第 7号 平成27年度標茶町上水道事業会計決算

○出席委員（11名）

委員長	黒 沼 俊 幸 君	副委員長	後 藤 勲 君
委員	櫻 井 一 隆 君	委員	熊 谷 善 行 君
〃	深 見 迪 君	〃	松 下 哲 也 君
〃	渡 邊 定 之 君	〃	鈴 木 裕 美 君
〃	平 川 昌 昭 君	〃	本 多 耕 平 君
〃	菊 地 誠 道 君		

○欠席委員（0名）

○その他の出席者

議 長 館 田 賢 治 君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町 長	池 田 裕 二 君
副 町 長	森 山 豊 君
総務課長補佐	齊 藤 正 行 君
企画財政課長	高 橋 則 義 君
企画財政課参事	常 陸 勝 敏 君
税 務 課 長	武 山 正 浩 君
管 理 課 長	中 村 義 人 君

農 林 課 長	牛 崎 康 人 君
住 民 課 長	松 本 修 君
保 健 福 祉 課 長	佐 藤 吉 彦 君
建 設 課 長	狩 野 克 則 君
水 道 課 長	細 川 充 洋 君
育 成 牧 場 長	類 瀬 光 信 君
病 院 事 務 長	山 澤 正 宏 君
や す ら ぎ 園 長	春 日 智 子 君
農 委 事 務 局 長	村 山 裕 次 君
教 育 長	島 田 哲 男 君
教 委 管 理 課 長	穂 刈 武 人 君
指 導 室 長	佐々木 豊 君
社 会 教 育 課 長	伊 藤 正 明 君
監 査 委 員	田 中 俊 彦 君
監 査 委 員	川 村 多 美 男 君
監 査 事 務 局 長	佐 藤 弘 幸 君
会 計 管 理 者	
兼 出 納 室 長	飯 島 猛 美 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	佐 藤 弘 幸 君
事 務 局 次 長	中 島 吾 朗 君

(議長 館田賢治君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(館田賢治君) ただいまから平成27年度標茶町各会計決算審査特別委員会を開きます。

(午前10時55分開会)

◎委員長の互選

○議長(館田賢治君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼君が年長委員でありますので、黒沼君に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時56分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員11名、欠席なしであります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

菊地委員。

○委員(菊地誠道君) 委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま菊地委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、菊地委員からの指名推選に決定いたしました。

菊地委員。

○委員(菊地誠道君) 委員長には黒沼君を推薦しますので、よろしくお取り計らい願

います。

○年長委員（黒沼俊幸君） ただいま菊地委員から、委員長に黒沼の指名がありました。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○年長委員（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。
よって、委員長には黒沼が当選いたしました。

◎副委員長の互選

○委員長（黒沼俊幸君） 続いて、副委員長の互選を行います。
互選の方法について発言を求めます。

菊地委員。

○委員（菊地誠道君） 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮りを願います。

○委員長（黒沼俊幸君） ただいま菊地委員から指名推選の発言がありました。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。
よって、副委員長の互選は、菊地委員からの指名推選に決定いたしました。

菊地委員。

○委員（菊地誠道君） 副委員長には後藤君を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○委員長（黒沼俊幸君） ただいま菊地委員から、副委員長に後藤委員の指名がありました。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。
よって、副委員長には後藤委員が当選いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前10時59分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎認定第1号ないし認定第7号

○委員長（黒沼俊幸君） 本委員会に付託を受けました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号を一括議題といたします。

認定7案について説明を求めます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君）（登壇） 初めに、認定第1号から第5号までの平成27年度標茶町一般会計と、4特別会計の決算概要についてご説明申し上げます。

まず、本町を取り巻く経済情勢であります。長引くデフレからの脱却と日本経済の再生への道を歩み始めたと言われており、さらに地方創生の深化と一億総活躍社会の実現により人口減少対策等の課題解決を図り、成長力の底上げを目指す方針でしたが、北海道では一部の都市部を除き依然として厳しい状況下に置かれ、光熱費の高騰、消費税率の改定、高齢社会を背景とする財政需要の増大なども地方財政を圧迫する一因となっております。このような情勢の中、町民の皆さんのご理解とご協力をいただき、関係団体のご支援と連携のもと、協働のまちづくりに向けた施策を着実に実行してきたところでもあります。

次に、財政を取り巻く状況ですが、ご案内のとおり、本町財政における歳入構造は、国・道への依存が引き続き顕著でありますし、その依存財源の主であります地方交付税については、歳出特別枠の見直しなど、総枠で減少してきており、今後の不確定要素含みとなっております。歳出におきましては、物件費や扶助費の増嵩、他会計への繰り出し、山積する行政課題など、総じて本町財政は予断を許さない状況にあります。このようなことから、将来に向けた持続可能な健全で安定した財政経営を目指し、引き続いての行財政改革を推し進めてまいりまして、民間力の活用や無駄、無理、むらを省く取り組み等を行ってきたところでもあります。

それぞれの決算数値等の詳細につきましては、後ほど資料によりご説明申し上げますが、一般会計の歳入決算額は123億932万3,400円、歳出決算額は121億6,412万5,211円、歳入歳出差し引き1億4,519万8,189円で決算を終えたところでもあります。

なお、歳入のうち町税であります。課税客体の的確な捕捉、収納対策の積極的な取り組みなど、納税者皆様の理解を求めながら対応してまいりまして、現年、滞納繰り越し合わせて収納率は93.3%と、対前年度比同率となったところでもあります。

歳出につきましては、当初予算可決後、7回の補正予算のご審議をいただき、施策の

具体化を図ってきたところであります。その結果、平成27年度の主要財政指標につきましては、財政力指数が0.191と対前年度比0.006ポイントの増加、経常収支比率では81.7%で対前年度比4.8ポイントの減となりました。実質公債費比率は10.3%で0.4ポイントの減、将来負担比率は27.9%で14.4ポイントの減と前年度より改善したところであります。

なお、後ほど詳細の報告をさせていただきますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく4比率につきましては、全て早期健全化基準以下となっております。

それでは、認定第1号から第5号にかかわる決算資料、歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書、基金の運用状況、財産に関する調書、一般会計継続費精算報告書、健全化判断比率報告書及び認定第3号、第6号、第7号にかかわる資金不足比率報告書につきましてご説明申し上げます。

決算資料の1ページをお開きください。

各会計歳入歳出決算総括表であります。一般会計の歳入決算額123億932万3,400円、歳出決算額は121億6,412万5,211円、歳入歳出差し引き1億4,519万8,189円となりました。

国民健康保険事業事業勘定特別会計は、歳入決算額13億2,513万6,958円、歳出決算額13億1,908万9,252円で、差し引き額は604万7,706円となりました。

下水道事業特別会計は、歳入歳出決算額とも6億7,046万1,732円となりました。

次に、介護保険事業特別会計ですが、初めに保険事業勘定は、歳入決算額9億332万3,259円、歳出決算額8億6,972万8,537円で、差し引き額は3,359万4,722円となり、サービス事業勘定では歳入決算額5億322万717円、歳出決算額5億321万5,310円で、差し引き額は5,407円となりました。

後期高齢者医療特別会計では、歳入決算額9,867万1,746円、歳出決算額は9,812万168円で、差し引き額は55万1,578円となりました。

一般会計と4特別会計の合計では、歳入決算額158億1,013万7,812円で、歳出決算額は156億2,474万210円、差し引き額は1億8,539万7,602円となりました。

平成26年度の歳出決算額と比較いたしますと、14億7,838万2,219円の増額、率にして10.5%の増となりました。

次に、2ページの一般会計歳入決算内訳であります。1款町税から20款町債までの合計で申し上げますが、調定額は126億8,893万5,955円で、収入済額は123億932万3,400円となり、不納欠損額は449万8,334円、収入未済額は3億7,511万4,221円で、収納率は97.0%となりました。財源区分につきましては、自主財源の比率が31.2%と対前年度比

で1.7ポイント低くなっております。

次に、3ページの一般会計歳出決算内訳ですが、1款議会費から15款予備費までの合計では、最終予算額123億4,173万円に対しまして、支出済額は121億6,412万5,211円で、翌年度繰越額1億765万3,000円、不用額は6,995万1,789円で、執行率は98.6%であります。

次に、4ページの一般会計歳出性質別決算内訳であります。平成27年度の決算額につきまして主なものについてご説明申し上げます。

人件費のうち、一般職給与については、決算額9億6,326万5,000円で、前年度対比2,868万円の増加、率で3.1%増となりました。

物件費は、決算額16億6,457万7,000円、前年度対比3,263万2,000円の増、率で2.0%の増となりました。

扶助費は、決算額4億3,384万8,000円で、前年度対比1,013万円の増加、率で2.4%の増となりました。

補助費は、決算額22億5,491万9,000円で、前年度対比1億3,143万5,000円の増、率で6.2%の増となりました。

普通建設事業費では、決算額28億9,010万7,000円で、前年度対比9億4,180万3,000円の増、率で48.3%増となりました。

公債費は、決算額11億2,422万5,000円で、前年度対比2,578万4,000円の減、率で2.2%の減となりました。

積立金は、決算額11億5,030万3,000円で、前年度対比2億8,706万2,000円の増、率で33.3%増となりました。

繰出金は、決算額7億8,149万6,000円で、前年度対比7,455万6,000円の増、率では10.5%の増となりました。

次に、5ページから7ページにつきましては、ただいまご説明いたしました歳入と歳出及び歳出の性質別でありまして、平成23年度を基準とした趨勢比較となっておりますが、説明については省略とさせていただきます。

次に、8ページ、国民健康保険事業事業勘定特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入は、1款国民健康保険税、調定額は3億7,865万9,665円、収入済額は3億1,856万7,165円、不納欠損額が306万5,268円で、収入未済額は5,702万7,232円で、収納率は84.1%となりました。

以下、合計額で申し上げますが、調定額13億8,522万9,458円、収入済額は13億2,513万6,958円で、不納欠損額が306万5,268円、収入未済額は5,702万7,232円で、収納率は

95.7%となりました。

歳出につきましては、2款保険給付費では、最終予算額7億4,228万1,000円に対し、支出済額は7億859万8,716円で、執行率は95.5%となりました。

1款総務費から12款予備費までの合計では、最終予算額14億6万円に対し、支出済額は13億1,908万9,252円、不用額は8,097万748円で、執行率は94.2%となりました。

なお、本決算資料の後段13ページから15ページに添付しております国民健康保険事業決算の参考資料については、説明は省略とさせていただきます。

次に、9ページの下水道事業特別会計歳入歳出決算であります。歳入、1款分担金及び負担金は、調定額696万4,020円、収入済額517万7,520円、不納欠損額4万円で、収入未済額は174万6,500円、収納率は74.3%となりました。2款使用料及び手数料は、調定額8,713万4,310円、収入済額は8,048万1,190円で、不納欠損額1万20円、収入未済額664万3,100円、収納率は92.4%となりました。

以下、合計で申し上げますが、調定額6億7,890万1,352円、収入済額は6億7,046万1,732円で、不納欠損額5万20円、収入未済額は838万9,600円で、収納率は98.8%となりました。

歳出は、1款総務費から4款予備費までの合計で、最終予算額6億7,732万5,000円に対し、支出済額は6億7,046万1,732円、不用額は686万3,268円で、執行率は99.0%となりました。

次に、10ページ、介護保険事業特別会計保険事業勘定歳入歳出決算であります。歳入、1款保険料は、調定額1億6,517万3,800円、収入済額は1億5,688万9,680円で、不納欠損額8万3,300円、収入未済額は820万820円で、収納率は95.0%となりました。

以下、合計で申し上げますが、調定額9億1,160万7,379円、収入済額は9億332万3,259円で、不納欠損額8万3,300円、収入未済額は820万820円で、収納率は99.1%となりました。

歳出は、2款保険給付費で、最終予算額7億4,423万円に対し、支出済額は7億4,327万2,974円で、執行率は99.9%となりました。

1款総務費から7款予備費までの合計では、最終予算額8億8,295万8,000円に対して、支出済額8億6,972万8,537円、不用額は1,322万9,463円で、執行率は98.5%となりました。

次に、11ページ、サービス事業勘定では、歳入、1款サービス収入は、調定額4億2,043万8,678円、収入済額は4億1,983万1,918円で、不納欠損額は26万2,500円、収入未済額は34万4,260円で、収納率は99.9%となりました。

以下、合計で申し上げますが、調定額 5 億382万7,477円、収入済額は 5 億322万717円で、不納欠損額26万2,500円、収入未済額は34万4,260円で、収納率は99.9%となりました。

歳出は、1 款サービス事業費から 3 款予備費までの合計で、最終予算額 5 億584万2,000円に対して、支出済額 5 億321万5,310円、不用額は262万6,690円で、執行率は99.5%となりました。

次に、12ページ、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算ですが、歳入の 1 款後期高齢者医療保険料は、調定額6,484万9,031円で、収入済額は6,317万2,760円、収入未済額は167万6,271円で、収納率は97.4%となりました。

以下、合計で申し上げますが、調定額 1 億34万8,017円、収入済額は9,867万1,746円、収入未済額は167万6,271円で、収納率は98.3%となりました。

歳出は、1 款総務費から 4 款予備費までの合計で、最終予算額 1 億934万5,000円に対して、支出済額9,812万168円、不用額は1,122万4,832円で、執行率は89.7%となりました。

以上で、平成27年度決算資料についての説明を終わります。

次に、標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書についてご説明申し上げます。

初めに、産業の振興についてであります。基幹産業である酪農情勢につきましては、搾乳戸数減少により減産が続いておりましたが、平成27年においては7年ぶりに増加に転じ、前年比100.9%、およそ15万1,000トンとなりました。TPPを初めとする貿易自由化交渉が地域に暗い影を落とす中、将来にわたり酪農畜産業が基幹産業として地域経済を牽引し続け得るよう、平成29年度までを集中対策期間とする標茶酪農再興事業等による生産性向上のため、支援を行いました。

また、農業研修センター「しべちゃ農楽校」では、就農希望者、短期酪農体験者を受け入れるなど、担い手の拠点化を図り、隣接のTACS（タックス）しべちゃとともに、多くの視察者を受け入れました。環境と調和した生産の実現に向け、標茶町エコヴィレッジ推進協議会の活動や、関係機関と連携しながら、家畜ふん尿の適正利用を促すとともに、家畜疾病予防対策や乳質向上の取り組みを推進しました。

日本型直接支払制度につきましては、中山間地域等直接支払交付金の取り組みでは、集落協定参加334件、協定面積 2 万3,804ヘクタール、交付金額は 3 億7,132万円となり、耕作放棄地の発生抑止等の効果を上げており、同じく多面的機能支払交付金の取り組みとして、46の個人等が参加し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に効果を上

げております。

育成牧場では粗飼料の確保、保育施設の拡充等、目まぐるしく変動する利用動向に対応してまいりました。

林業の振興につきましては、造林事業の積極的な展開と林業専用道の路網整備を行いました。

なお、農林業に甚大な被害をもたらしているエゾシカの食害対策につきましては、前年に続き2,000頭を超える捕獲実績を上げ、わな免許取得の促進や捕獲物の有効利用に継続して取り組んだほか、町有林植栽箇所にエゾシカ侵入防止柵の整備を行いました。

水産業の振興につきましては、内水面漁業の漁獲量や生産拡大を図るための支援を行いました。

商工業の振興につきましては、商工団体への支援を行うとともに、地域経済の活性化と消費者支援を目的とした取り組みへの支援と、新たな起業に対する支援により、地域循環を促進しました。

労働対策につきましては、冬期雇用対策、生活安定対策、職業病予防対策など、労働者福祉の向上に努めました。

観光の振興につきましては、釧路地域連携による都市部における観光物産PRや町内イベントへの支援を行うとともに、観光施設の維持管理に努めました。

次に、生活環境の整備についてであります。「安心して暮らせるまちづくり」を目指し、地域要望や計画の優先度に配慮しながら、社会資本の整備に努めました。

町道につきましては、町内各地で整備を進め、平成27年度末道路現況では、508路線729キロメートル、改良延長397キロメートル、舗装延長367キロメートルとなり、改良率は54.5%、舗装率は50.3%となりました。

冬期の道路維持管理につきましては、直営及び委託業者18社により525キロメートル余りの交通の確保を行うとともに、歩車道路面の凍結対策に努めました。

都市公園につきましては、駒ヶ丘公園の遊具更新等を実施し、公営住宅につきましては、磯分内団地1棟3戸の整備を進めました。

下水道事業につきましては、標茶終末処理場の長寿命化改築更新工事を行いました。

情報通信基盤の整備につきましては、標茶ルルランデジタルテレビ中継局にテレビ北海道の放送設備を整備し、町内の難視聴対策を完了いたしました。

次に、保健福祉の充実と生活安定の確保についてであります。

社会福祉を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、各種保健福祉計画の着実な推進を図るとともに、保健・福祉・医療、

また各関係機関・団体との連携のもと、施策の推進を図りました。

高齢者福祉につきましては、各種福祉事業を円滑に進めました。

また、権利擁護事業の実施機関として、社会福祉協議会の「標茶町安心サポートセンターまもる」の開設に支援をいたしました。

障害者福祉につきましては、安心して暮らせる地域社会の充実を図るとともに、虐待の未然防止、早期発見に向けての支援体制の構築を行い、児童福祉につきましては、保育の充実や子育て応援給付金、子育て応援チケット、中学生までの医療費無料化など、総体的な子育て支援に努めました。さらに、子供を産み育てたいと願う夫婦の不妊治療の負担軽減のため助成を行いました。

住民の健康増進につきましては、脳ドック検診費用を助成するとともに、国保人間ドックや総合住民健診の実施による疾病の早期発見に努めました。また、各種予防接種への費用助成を行い、感染症やがん予防対策に努めました。

町立病院の運営につきましては、患者の立場に立った医療サービスの提供に努めました。また、町内7カ所で医療懇談会を開催し、病院に対する理解を深めていただきました。また、貴重なご意見もいただきました。

廃棄物の処理につきましては、住民の協力のもと、減量化、資源化に努めるとともに、ごみ焼却施設改築工事に着手し、最終処分場の実施設計を行いました。また、合併処理浄化槽の設置に支援を行い、地域の生活排水処理対策を講じたほか、自然の番人宣言に基づく清掃活動を実施してきたところであります。

安全・安心な暮らしの施策につきましては、防災意識の高揚のために「防災の日」に合わせ総合防災訓練を実施するとともに、拠点避難所に非常用発電機を設置するなど、設備充実を図りました。また、耐震改修促進計画に沿った公共施設の耐震化を進めました。

交通安全運動につきましては、関係団体や地域会等と連携し、取り組みを進めるとともに、安心なまちづくりとして各種防犯活動も積極的に進めました。

次に、教育の振興についてであります。心豊かな人間性と望ましい社会性の育成を目標に、学校、家庭、地域社会の連携を一層深め、それぞれの教育機能を有機的に関連づけられるよう努めたところであります。

学校教育につきましては、子供一人一人の能力や可能性を見出し、みずから学ぶ意欲や判断力、表現力等の育成を重視した「知・徳・体」の調和のとれた教育の推進に努めました。

知として確かな学力の向上につきましては、指導と評価の一体化による指導の工夫、

A L T の派遣など創意ある教育課程の編成に努め、さらに町内全小中学校に配置した「実物投影機」の活用に向けた研修会を開催し、情報教育の環境整備に努めました。また、標茶小学校と虹別小学校、虹別中学校を研究指定校とし、学校教育の充実を図りました。

徳として豊かな心を育てる教育では、道徳教育の充実に努め、不登校、いじめ防止にかかわる「一学校一運動」の取り組みを推進しました。

体として心身ともに健康な生活を送るための基盤づくりとして、健康教育の推進を図るとともに、各種定期検診等を行い、疾病、事故の予防に努めました。

特別支援教育については、標茶小学校に4名、標茶中学校に3名の特別支援教育支援員を配置し、また、校内委員会等が十分機能する体制づくりや特別支援教育連絡協議会の事業を通じての指導力の向上に努めました。

教職員の多忙化に対する取り組みにつきましては、教職員が子供と向き合える時間を確保し、一人一人が持っている力を発揮できる環境を整えていくため、学校現場の実態に応じた業務改善を初めとする取り組みが行われ、一定の効果があらわれております。今後ともさらに実効性の高い取り組みとなるよう努めてまいります。

通学路等の安全確保につきましては、交通安全教室を開催するとともに、通学路安全マップを作成し、安全確保の充実に努めました。

学校施設の整備につきましては、磯分内小学校校舎・屋体改築工事及び中茶安別中学校講堂防音事業改築工事を完了いたしました。そのほか、基金により学校施設の維持管理に努めたところであります。

学校給食につきましては、食中毒防止のため徹底した衛生管理を図りつつ、ふるさと給食など地場産品利用を図り、より安全・安心で栄養バランスのとれた献立に努めました。

遠距離通学につきましては、16路線のスクールバス運行により通学の確保を図り、また、スクールバス2台の更新を行いました。

社会教育につきましては、幼少年教育から高齢者までの各世代にわたり、学習機会の提供や地域課題に即した学習支援を展開し、学習の成果が日常生活や地域づくりに生かされるよう努めました。

幼少年教育につきましては、「しべちやアドベンチャースクール」「子どもの夢を育てるまつり」等を開催し、また、家庭教育支援として、親子ふれあい体操の推進や各公民館において親子を対象とした各事業を開催し、家庭と地域の教育力の向上に努めました。

青年教育につきましては、「成人式前夜祭」をみずから企画する活動機会として提供し、仲間づくりや青年の社会的役割の自覚を促すよう働きかけました。

成人教育につきましては、公民館事業を中心として地域課題解決のための学習や各種教室、講座の開催を行いました。また、女性の活動では、女性のつどいなど、多彩な活動が展開されております。

高齢者教育につきましては、6館共同事業による相互交流を図るとともに、たんちょう大学など高齢者が生きがいを持って社会参加ができる環境づくりに努めました。

文化の振興につきましては、認定団体、実行委員会の自主的活動の支援を行うとともに、文化講演会、文化バスの運行など、機会充実に努めました。

スポーツの振興につきましては、各スポーツ団体の活動支援を図るとともに、広報「スポーツしべちゃ」による情報発信に努めました。また、健康づくり運動指導員と保健部門との連携を通じた健康づくり、健康増進に取り組みました。

図書館につきましては、図書館資料の充実に努めるとともに、新たにスタートする「標茶町子どもの読書活動推進計画」の策定に取り組みました。また、移動図書館バスの運行や、26カ所の配本所の設置、個人宅の巡回など、きめ細やかなサービスの充実に努めました。

郷土館につきましては、館外の移動展にも力を注ぐほか、多様な学習要望に対応するよう努めるとともに、貴重な動植物の学術調査を行いました。また、郷土館機能の移転予定施設の地盤の支持力調査を実施し、基準を満たしているとの結果を得ました。

次に、地域活動の振興についてであります。地域の特性や魅力を生かしながら、個性ある自立したまちづくりの構築に向けて、地域力向上のため支援措置を講じるとともに、地域との連携のもと、よりよい地域づくりに努めました。

次に、11ページからの予算執行の実績については、主なものの説明をさせていただきます。

2款総務費ですが、町有施設の整備では、決算額6,414万2,000円、執行率はおおむね100%でありまして、施設の長寿命化を図りました。

町営バスの運行では、決算額4,976万4,000円、執行率は99.9%でありまして、6路線の運行により地域交通の確保を図ったところであります。

地域振興事業では、決算額1,620万円、執行率98.4%であり、地域文化振興事業による人材育成、自主的な自治会活動を支援する地域振興事業、自治会振興事業を通じコミュニティの形成に努めました。また、地域活性化事業では、プレミアム商品券の発行など、国の交付金を活用し、合わせて8事業を行ったところであります。

次に、3款民生費ですが、社会福祉の増進では決算額2億2,382万9,000円、執行率99.7%であり、社会福祉協議会を初めとする各団体への支援により、自主活動の向上を図り、ほっとらいふ制度として低所得者世帯の生活支援を行いました。また、国民健康保険事業特別会計へ1億6,432万7,000円を繰り出し、被保険者の負担軽減と会計の安定化を図ったところであります。

高齢者福祉の増進では、決算額2,575万4,000円、執行率98.3%であり、1、敬老会助成から14、高齢者等住宅改修費の助成までの事業を実施し、記載のとおり成果を得たところであります。

心身障害者福祉の向上では、決算額2億9,106万1,000円、執行率99.9%であり、1、福祉団体活動費助成から14、重度心身障害者医療費助成までの事業を実施し、自立支援と社会参加の促進等を図りました。

介護保険事業では、決算額2億3,483万3,000円で、特別会計保険事業勘定へ1億5,213万2,000円、サービス事業勘定へ8,270万1,000円を繰り出し、事業の円滑な推進を図ったところであります。

18ページの児童福祉の増進では、決算額2,930万円、執行率は98.9%で、1、学童保育所の運営から7、子育て世帯臨時特例給付金までの事業を実施し、記載のとおり成果を得たところであります。

次に、4款衛生費ですが、保健衛生及び予防対策では、決算額4,920万2,000円、執行率98.7%であり、20ページの10、予防事業では感染症予防のため各種予防接種費用の助成を行いました。

病院事業会計補助金につきましては、負担金として4億3,224万9,000円、補助金として7,006万円を支出し、医療供給体制の充実と会計の安定を図ったところであります。

清掃事業では、決算額6,593万3,000円で、一部事務組合である川上郡衛生処理組合の運営費を負担し、じんかい処理事業では、決算額2億1,992万6,000円で、クリーンセンターの維持管理及び一般廃棄物の収集委託により廃棄物の適正処理に努め、また、新たなごみ焼却施設改築工事に着手したところであります。

次に、5款労働費ですが、勤労者会館の運営、冬期雇用対策、職業病対策の各事業を行い、記載のとおり成果をおさめたところであります。

次に、6款農林水産業費であります。農業基盤の整備では、決算額3億3,715万8,000円、執行率94.9%であり、農道5本の整備や道営土地改良事業により、農業基盤、生産基盤の整備が促進されました。

農業経営の振興では、決算額8億2,043万3,000円、執行率98.7%であり、新規就農者

支援事業により就農研修、営農の安定化に寄与し、中山間地域等直接支払交付金事業により農村の持つ多面的機能の維持が図られ、標茶酪農再興事業により足腰の強い酪農経営の維持、確立が図られるなど、記載のとおり成果をおさめたところであります。

育成牧場運営事業では、決算額4億9,044万7,000円、執行率99.9%であり、育成と哺育の受託により、酪農経営の安定と後継牛の確保に貢献したところであります。

26ページから27ページの林業の振興では、決算額1億5,166万4,000円、執行率99.3%であり、1、有害鳥獣駆除事業から12、林業センター改修事業の展開により、記載の成果が得られたところであり、特に有害鳥獣駆除においては、エゾシカの個体数削減に積極的に取り組んだところであります。

水産業の振興では、決算額59万6,000円であり、漁業協同組合に支援を行い、内水面漁業活動の振興と安定化を図ったところであります。

次に、7款商工費、商工業の振興についてであります。決算額2億509万7,000円、執行率99.6%であり、施策の成果では、中小企業への低利の融資及び保証料補助、利子補給補助を行うとともに、買い物不便地域への出前商店街や、うまいもん発見市場、SL乗車客案内事業などを行い、地域経済の活性化と地域内消費の拡大を図ったところであります。

観光の振興では、決算額6,935万3,000円で、産業まつりへの支援、各観光施設の維持管理に努めました。

次に、8款土木費であります。町道の整備では、決算額4億9,698万円、執行率はおおむね100%であり、虹別17号線防雪柵の新設、虹別61線、標茶中茶安別線等の整備を行うとともに、補修工事、冬期の除排雪対策を行い、交通の確保と利便性の向上に努めてまいりました。

都市公園整備事業では、決算額5,154万3,000円、執行率は99.6%であり、各公園の維持管理に努めるとともに、駒ヶ丘公園遊具更新工事などを行い、利便性の向上を図りました。

町営住宅建設事業では、決算額8,891万5,000円で、磯分内団地において建てかえ整備を行ったところであります。

9款消防費であります。一部事務組合であります釧路北部消防事務組合に対する負担を行うとともに、避難所への非常用発電機の整備を行うなど、防災対策の充実に努めました。

次に、10款教育費であります。小学校費では、決算額6億4,487万3,000円、執行率はおおむね100%であり、施策の成果では、磯分内小学校校舎・屋体改築工事やスクー

ルバスの更新などを行い、教育環境及び安全性の向上を図るとともに、父母負担の軽減、特別支援教育の推進などを行い、記載のとおり成果を得たところであります。

31ページ、中学校教育では、決算額3億8,821万3,000円、執行率は99.9%であり、施策の成果では、中茶安別中学校講堂防音事業やALTの派遣、中体連運営費の助成などを行い、教育振興の増進を図るとともに、小学校教育と同じく、父母負担の軽減、特別支援教育の推進等を行い、記載のとおり成果を得たところであります。

32ページ、社会教育では、決算額656万7,000円で、1、幼少年教育から7、町民憲章の啓蒙書道展まで、36ページの保健体育の振興では、決算額707万8,000円で、1、体育団体育成支援から6、各種大会や教室等の推進まで、それぞれ記載のとおり成果を得たところであります。

学校教育施設整備であります。決算額967万7,000円で、教育設備、教育環境の充実に努めました。

11款災害復旧費であります。道路・橋りょう災害復旧では決算額2,944万6,000円、農業用施設災害復旧では決算額3,311万8,000円で、それぞれ迅速な復旧工事に努めました。

13款諸支出金、下水道事業の決算額は3億3,806万6,000円で、特別会計への助成を行い、記載の成果をおさめたところであります。

以上が平成27年度歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書の内容説明であります。説明を割愛させていただきました項目につきましては、後ほどお目通しをいただき、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、平成27年度基金の運用状況についてご説明申し上げます。

1ページの育英資金貸付基金の運用状況についてであります。基金の額は3,233万500円で、本年度運用状況につきましては、貸付金返済は24件で402万7,800円、貸し付けは新規1件、継続3件で114万円となっており、不納欠損額が217万2,000円で、本年度末現在高につきましては、現金または預金で1,796万4,900円、貸し付けで34件1,436万5,600円となっています。

次に、2ページ、農林漁業振興資金貸付基金の運用状況であります。繰り出しによる基金の額は950万円で、貸し付け、返済の件数は1件、金額はともに950万円で、利子収入は21万4,321円あります。

3ページ、医療資金貸付基金の運用状況であります。基金の額は300万円で、当該年度の運用実績はありませんでした。

次に、4ページ、土地開発基金の運用状況についてであります。基金の前年度末現

在高は3億1,626万978円で、本年度末現在高の内訳につきましては、現金または預金で1億5,938万1,681円、土地では1億5,687万9,297円となっております。

次に、平成27年度財産に関する調書についてご説明申し上げます。

1 ページ、総括であります。

公有財産、(1)、土地及び建物ですが、決算年度中に増減のありました項目のみご説明いたします。

初めに、土地について、公共用財産、その他の施設で6万767平方メートルの増、山林で332平方メートルの増、その他で3,069平方メートルの減、合計で5万8,030平方メートルの増となり、決算年度末現在高は9,704万7,560平方メートルとなりました。

建物につきましては、延べ面積計で申し上げますが、学校で1,964平方メートルの減、公営住宅で211平方メートルの増、その他の施設で199平方メートルの減、その他で286平方メートルの減、合計では2,238平方メートルの減となり、決算年度末現在高は14万3,561平方メートルとなりました。

次に、(2)、山林ですが、所有面積で332平方メートルの増、決算年度末現在高合計では3,687万6,661平方メートルとなり、立木の推定蓄積量では所有量で2万1,213立方メートルの増、分収量で768立方メートルの増、合計で2万1,981立方メートルの増となり、決算年度末現在高は70万1,610立方メートルとなりました。

(3)、有価証券ですが、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は1,834万円であります。

次に、2 ページ、(4)、出資による権利についても、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高合計は4,418万3,500円であります。

次に、3 ページ、物品についてであります。増減のあった区分のみご説明申し上げます。

1、乗用車は9台の減、2、バンは1台の減、6、スクールバスは1台の増、8、貨物車は1台の減、9、軽四輪車は5台の増、26、オートバイで2台の増で、合計では3台の減となりました。

次に、4 ページ、基金についてであります。

(1)、育英資金貸付基金につきましては、決算年度中に217万2,000円が減となり、決算年度末現在高は3,233万500円となりました。

(2)、財政調整基金につきましては、元金積み立て7億3,087万6,000円と利子積み立て10万562円から取り崩し1億円との差し引き6億3,097万6,562円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は18億749万1,272円となりました。

(3)、土地開発基金につきましては、不動産には増減はありません。現金については、利子積み立て2万4,835円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は1億5,938万1,681円となりました。

(4)、医療資金貸付基金につきましては、決算年度中に増減はなく、決算年度末現在高は300万円であります。

(5)、国民健康保険財政調整基金についても増減はなく、決算年度末現在高は10万399円であります。

(6)、減債基金につきましては、元金積み立て2億7,879万6,000円と利子積み立て3万5,479円から取り崩し2億4,274万3,000円との差し引き3,608万8,479円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は6億6,913万6,441円となりました。

(7)、福祉基金につきましては、利子積み立て1万684円から取り崩し606万3,200円との差し引き605万2,516円が決算年度中に減となり、決算年度末現在高は1億6,540万1,198円となりました。

(8)、町営住宅整備基金につきましては、元金積み立て4,011万5,000円と利子積み立て1万169円から取り崩し1,410万2,640円との差し引き2,602万2,529円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は6億804万6,985円となりました。

(9)、町有施設整備基金につきましては、元金積み立て6,772万1,000円から取り崩し5,421万3,434円との差し引き1,350万7,566円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は2億1,909万5,508円となりました。

(10)、介護給付費準備基金につきましては、元金積み立て2,674万7,612円と利子積み立て1,773円を合わせた2,674万9,385円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は6,250万8,232円となりました。

(11)、学校教育施設整備基金につきましては、元金積み立て3,000万円と利子積み立て1万7,739円から取り崩し969万2,966円との差し引き2,032万4,773円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は1億6,534万7,210円となりました。

(12)、地域交通対策基金につきましては、元金積み立て261万9,960円から取り崩し1,283万9,934円との差し引き1,021万9,974円が決算年度中に減となり、決算年度末現在高は1億9,767万592円となりました。

(13)、地域文化振興基金につきましては、取り崩し194万9,186円が決算年度中に減となり、決算年度末現在高は9,854万9,012円となりました。

8ページ以降の行政財産及び普通財産の調書につきましては、前段の総括、公有財産の内容と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

次に、平成27年度標茶町一般会計継続費精算報告書についてご説明申し上げます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、標茶中茶安別線道路改良事業で、全体計画の年割額は平成26年度1,050万円、平成27年度5,019万6,000円、合計で6,069万6,000円、財源内訳は計で、国道支出金4,248万7,000円、地方債1,780万円、一般財源40万9,000円であります。実績につきましては、全て全体計画と同額となっております。

次に、10款教育費、2項小学校費、事業名、磯分内小学校校舎建設費用であります。全体計画の年割額は26年度9,971万円、27年度3億4,382万円で、合計で4億4,353万円、財源内訳は計で、国道支出金1億4,988万円、地方債2億6,630万円、一般財源2,735万円あります。実績につきましては、全体計画と同額であります。

同じく、10款2項、事業名は磯分内小学校屋体建設事業、全体計画の年割額は26年度4,407万円、27年度1億1,385万2,000円、合計で1億5,792万2,000円、財源内訳は、国道支出金4,936万4,000円、地方債1億390万円、一般財源460万8,000円あります。実績は、全て全体計画と同額であります。

次に、平成27年度標茶町決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率報告書についてご説明いたします。

初めに、健全化判断比率であります。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字が発生していないため、比率としては出てまいりません。実質公債費比率では10.3%で、対前年比0.4ポイントの減、将来負担比率は27.9%で、対前年比14.4ポイントの減となり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する4指標全てが括弧内に記載されている早期健全化基準をクリアしております。

次に、次ページの資金不足比率につきましては、それぞれの会計において資金不足が生じておらず、比率は発生していないため、括弧内に記載されている経営健全化基準をクリアしております。

なお、配付しております各会計歳入歳出決算書、各会計決算に係る歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書につきましては、説明は省略とさせていただきます。

以上をもちまして認定第1号から第5号までの決算資料、歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書、基金の運用状況、財産に関する調書、一般会計継続費精算報告書、標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書についての説明を終わります。

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時08分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

病院事務長・山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君）（登壇） 認定第6号、平成27年度標茶町病院事業会計決算についてご説明いたします。

初めに、附属資料からご説明いたします。

資料の7ページをお開きください。決算書の7ページをお願いします。

1、概況。

（1）、総括事項について。

平成27年度の町立病院の診療体制は内科、外科、産婦人科、小児科、リハビリテーション科の5科目を維持することができました。医師体制は内科が固定医2名、外科は北大消化器外科Iから週単位での派遣、小児科は旭川医大小児科から週1回の派遣、産婦人科は札幌医大産婦人科学講座から月1回、4日間の派遣でありましたが、6月からは町立中標津病院の勤務医師に変更になり、派遣回数も週2回、月8日間の派遣を受けることができました。

救急指定病院としての診療体制については、北大消化器外科Iから週末や大型連休など、夜間や休日における当直医師の派遣をいただきました。

道内3医育大学の医局の状況は、臨床研修制度により医局員がふえないという大変厳しい状況が続いているにもかかわらず、医師派遣をいただき、心より感謝申し上げる次第です。

日曜日の宿直にかかわる医師の派遣は、昨年同様、特定非営利活動法人北海道病院協会が実施する臨時的医師派遣事業により、医療法人あつまクリニックから月1回の派遣を受けることができ、内科医師の勤務環境の改善につながりました。

平成27年10月には、健康づくり講演会を町保健推進委員会との共催により、町立中標津病院の産婦人科医長で当院の出張医でもあります島野敏司先生を講師に、「日常生活と漢方」と題し、多くの町民の参加を得て開催しました。

11月には、平成20年に開催して以来の医療懇談会を、町内7地域に病院長以下職員が出向き、病院の現状報告や今後のことについて意見交換を行いました。参加者は全体で95名で、病院に対するご理解を深めていただき、貴重なご意見を賜りました。

収益的収支の状況は、収入が一般会計からの繰入金5億230万9,000円、前年度比3,326万5,000円減を含め、前年度比4,323万7,000円減の10億8,358万3,000円となったの

に対し、支出は給与費などの医業費用が減り、その他特別損失（前年度賞与引当見合分）の予算計上が必要なくなったことにより、前年度比4,302万5,000円減の10億8,318万1,000円となり、結果40万2,000円の純利益を計上しました。

資本的収支の状況は、収入が一般会計への長期貸付金4億円のうち、1億円の償還を受けました。支出は、器械・器具や車両の購入及び高圧受変電設備の改修工事、並びに企業債の償還などで前年度比2,204万7,000円増の1億2,142万4,000円となり、収支不足額については、減債積立金処分額と過年度分損益勘定留保資金で全額補填いたしました。

人口減少が避けられない状況下、厳しい経営が今後も予想されますが、病院は生活をしていく上で欠かすことのできない重要なものです。

町民の皆様が、安心・安全な生活が続けられるよう、全職員が一丸となって、引き続き医療サービスの充実と経営の健全化に向けて一層努力してまいります。

次に、8ページをお開きください。

(2)、議会議決事項については、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

(3)、職員に関する事項について。

職員数については、年度末現在の人数となっております。前年度と比較して増減のあった箇所についてご説明いたします。検査室についてはパート職員が1名の増です。血液検査などの待ち時間の短縮化を図るため、患者が混み合う午前中みの勤務であります。リハビリテーション科はパート職員が1名の増であります。今まで運転手職員が1日勤務から半日勤務に変更の申し出があったため、通所リハビリの運転手を半日勤務ということでパート職員を1名増員いたしました。正看護師については4名の増で、職員が2名の増、臨時職員も2名の増という内訳でございます。准看護師について1名の減で、職員が減となっております。補助員についても1名の減で、職員が減となっております。事務局について1名の減で、臨時職員が減となっております。合計では3名の増で、全て臨時職員となっております。

次に、9ページへまいります。

2の(1)、建設工事の概況について。高圧受変電設備改修工事を実施いたしました。執行額は税込みで1,577万8,800円です。

(2)、器械及び器具については、薬品在庫管理システムから福祉車両まで記載のとおり品物を購入しており、購入金額は合計で税込み1,191万6,538円であります。なお福祉車両は、訪問リハビリ用の車両で軽四車両で、車いす対応可能な車となっております。

次に、10ページをお開きください。

3の(1)、患者受け入れ状況について。

入院につきましては1万1,425人で前年度と比べ809人の減、外来は3万3,240人、時間外患者数885人を含んでいます。前年度と比べて409人の減です。

1日当たりの患者数については、入院が31.2人で前年度と比べ2.3人の減、外来は136.8人で前年度と比べ0.5人の減です。

病床利用率については52.0%で、前年度と比べて3.9%の減となっています。

患者1人1日当たりの診療収入については、入院が2万6,589円で前年度と比べ203円の増、外来は6,247円で前年度と比べ390円の増です。

次に、(2)、事業収支に関する事項についてです。

初めに、収益的収支の収入についてからご説明いたします。

こちらの金額は、消費税を抜いた金額となっております。

医業収益については、入院収益からその他医業収益までの合計で7億1,970万9,698円で、前年度と比べ1億4,303万6,889円の増です。内訳は、入院収益が3億377万9,087円で前年度と比べ1,902万3,953円の減、外来収益は2億763万9,081円で前年度と比べ1,055万6,549円の増、他会計負担金は今年度本目新設で1億5,300万9,000円です。こちらは救急医療の確保に要する費用分になっております。前年度までは医業外収益として予算計上しておりましたが、国の決算統計では医業収益として取り扱われておりますので、平成27年度から国に準じて変更したところでございます。その他医業収益は5,528万2,530円で、前年度と比べ150万4,707円の減です。

医業外収益は、受取利息配当金からその他医業外収益までの合計で3億6,387万3,007円で、前年度と比べ1億8,627万4,422円の減です。内訳は、受取利息配当金が455万4,008円で前年度と比べ28万6,992円の減、他会計補助金は7,006万円で前年度と比べ1億1,541万9,000円の減、他会計負担金は2億7,924万円で前年度と比べ7,085万5,000円の減、患者外給食収益は142万7,370円で前年度と比べ2万8,111円の増、長期前受金戻入は520万6,731円で前年度と同じです。その他医業外収益は338万4,898円で、前年度と比べ25万8,459円の増です。

収入合計は10億8,358万2,705円で、前年度と比べ4,323万7,533円の減です。収入構成は記載のとおりでございます。

なお、一般会計からの繰入額は、補助金と負担金を合わせますと5億230万9,000円で、前年度と比べて3,326万5,000円の減となっています。

次に、11ページになりますが、支出について。

医業費用は、給与費から研究研修費までの合計で10億2,224万5,423円で、前年度と比

べ1,121万5,921円の減です。内訳は、給与費が6億9,447万1,917円で、前年度と比べ1,894万1,955円の減です。減った主な理由は、産婦人科医師の報酬分で、6月からは経費のほうから支出をしております。材料費は9,826万2,050円で前年度と比べ73万6,310円の増、経費は1億5,691万2,429円で前年度と比べ1,119万8,067円の増です。ふえた主な理由は、産婦人科医師の派遣が6月から町立中標津病院から派遣を受けており、派遣元の医療機関には委託料でお支払いをしています。このほか、当院までのタクシーによる送迎費用分がふえております。減価償却費は6,786万5,893円で前年度と比べ479万4,872円の減、資産減耗費は104万9,750円で前年度と比べ87万4,900円の増、研究研修費は368万3,384円で前年度と比べ28万8,371円の減であります。

医業外費用については、支払利息及び企業債取扱諸費から雑損失までの合計で6,093万5,716円で、前年度と比べ78万7,198円の減です。内訳は、支払利息及び企業債取扱諸費が3,826万2,396円で前年度と比べ316万8,806円の減、患者外給食材料費は134万6,296円で前年度と比べ2,778円の減、消費税及び地方消費税は319万3,200円で前年度と比べ36万1,900円の減、雑損失は1,813万3,824円で前年度と比べ274万6,286円の増となっております。

特別損失につきましては、決算額ゼロ円で、前年度と比べ3,102万2,283円の減です。こちらの減った理由は、平成26年度から新しい会計基準に変わっておりまして、変更した1年目については、平成26年6月に支給する期末勤勉手当や法定福利費の支払いに関して、前年度の負担に属する分、いわゆる平成25年12月から平成26年3月までの期間分になります。こちらの費用については、その他特別損失という予算科目で支出する必要がありましたが、これは1年限りで、2年目からはその必要がなくなったためであります。

支出の合計は10億8,318万1,139円で、前年度と比べ4,302万5,402円の減です。収支差し引き額40万1,566円の純利益を計上したところです。構成比及び収入に対する割合は、記載のとおりであります。

次に、資本的収支の状況についてですが、こちらにも税抜きの金額となっております。

収入について。

投資については、一般会計の長期貸付金4億円のうち、今年度1億円の償還を受けました。収入合計は1億円です。

次に、支出について。

建設改良費は、有形固定資産購入費と病院建設費の合計で2,807万7,474円で、前年度と比べ1,892万5,408円の増です。有形固定資産購入費は1,346万7,474円で、前年度と比

べ431万5,408円の増です。こちらの内訳ですが、9ページに記載の器械・器具などのほか、病室のテレビなどのリース資産購入費分も含んでございます。病院建設費は1,461万円で、前年度と比べ1,461万円の増です。こちらは高圧受変電設備改修工事分であります。企業債償還金は9,334万6,319円で、前年度と比べ312万1,193円の増です。

支出合計は1億2,142万3,793円で、前年度と比べ2,204万6,601円の増です。構成比及び収入に対する割合は、記載のとおりであります。

次に、12ページをお開きください。

4、会計。

(1)、企業債の概況について。

企業債の年度末の残高については、18ページをお開きください。下段のほうに明細書がございます。合計の金額で申し上げます。平成27年度における企業債の発行はございませんでした。発行総額は21億7,630万円で、当年度償還高は9,334万6,319円、償還高累計は11億3,653万694円、未償還残高は10億3,976万9,306円であります。

次に、13ページをお開きください。

こちらは、キャッシュフロー計算書であります。

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間の、期首と期末の現金の流れをあらわしたものです。

1の業務活動によるキャッシュフローは、(1)の当年度純利益から(15)の利息の支払額までの合計で申し上げます。プラス7,236万5,076円です。

2の投資活動によるキャッシュフローは、(1)の有形固定資産の取得による支出から(3)の他会計からの繰入金による収入までの合計で、マイナス2,807万7,474円です。

3の財務活動によるキャッシュフローは、(1)の建設改良企業債による収入から(4)の他会計からの償還金による収入までの合計で、プラス665万3,681円です。

4の資金増加額は5,094万1,283円で、5の資金期首残高は1億2,745万7,430円で、6の資金期末残高は1億7,839万8,713円であります。

次に、14ページから17ページにかけましては、先ほどご説明をいたしました収益的収入及び支出の明細書となっております。こちらの説明については、省略をさせていただきます。

次に、18ページをお開きください。

固定資産の明細書についてご説明いたします。

(1)、有形固定資産については、土地からリース資産までの合計で申し上げます。

年度当初の現在高は31億9,207万2,547円。当年度増加額は2,579万7,795円で、こちら

の内訳は9ページになりますが、高圧受変電設備改修工事及び器械・器具等の購入分で、税を抜いた金額となっています。当年度減少額は2,099万5,000円です。こちらは車両2台と医療機器2品目、事務機器2台分の廃棄によるものです。年度末現在高は31億9,687万5,342円です。減価償却累計額のうち、当年度増加額6,786万5,893円、当年度減少額は1,994万5,250円、累計は14億4,207万9,692円。年度末償却未済額は17億5,479万5,650円です。

(2)の無形固定資産については、電話加入権で年度当初の現在高38万8,032円、当年度増加額、当年度減少額、当年度減価償却費、いずれもゼロ円です。年度末現在高は38万8,032円です。

(3)の投資については、長期貸付金で、こちらは一般会計などへの貸付金になります。年度当初の現在高は4億円、当年度増加額ゼロ円、当年度減少額は1億円、年度末現在高は3億円です。

次に、3ページをお開きください。

こちらは財務諸表になります。

初めに、損益計算書についてご説明いたします。

1の医業収益は、(1)の入院収益から(4)のその他医業収益までの合計で7億1,970万9,698円で、2の医業費用は、(1)の給与費から(6)の研究研修費までの合計で10億2,224万5,423円で、医業収益から医業費用を差し引いた医業損失は3億253万5,725円です。3の医業外収益は、(1)の受取利息配当金から(6)のその他医業外収益までの合計で3億6,387万3,007円で、4の医業外費用は、(1)の支払利息及び企業債取扱諸費から(4)の雑損失までの合計で6,093万5,716円です。医業外収益から医業外費用を差し引いた額は3億293万7,291円で、この額から医業損失額を差し引いた経常利益は40万1,566円で、当年度純利益となります。前年度繰越利益剰余金はゼロ円です。当年度未処分利益剰余金は40万1,566円となります。

次のページへまいります。

こちらは、剰余金の計算書になります。当年度末残高で申し上げます。

資本金については9億8,190万7,068円です。

次に、剰余金のうち資本剰余金については330万7,000円。

利益剰余金のうち減債積立金と利益積立金はどちらもゼロ円で、未処分利益剰余金は40万1,566円で、当年度未処分利益剰余金となります。利益剰余金合計は40万1,566円です。

資本合計については9億8,561万5,634円です。

下段の表につきましては、剰余金処分計算書であります。資本金及び資本剰余金の処分後の残高については、記載のとおりであります。未処分利益剰余金については、40万1,566円を企業債の償還に充てるため減債積立金に積み立てをいたしましたので、処分後の残高、繰越利益剰余金はゼロ円となります。

次に、5ページへまいります。

こちらは、貸借対照表で、平成27年度末現在になります。

資産の部について。

1の固定資産については、(1)の有形固定資産は、土地からリース資産までの合計で申し上げます。17億5,479万5,650円です。(2)の無形固定資産は38万8,032円で、(3)の投資は3億円です。固定資産合計としては20億5,518万3,682円です。

2の流動資産については、(1)の現金・預金から(3)の貯蔵品までの合計で申し上げます。2億6,811万3,981円です。なお、(2)の未収金と(3)の貯蔵品の内訳につきましては、19ページでございます。

資産合計といたしましては23億2,329万7,663円です。

6ページへまいります。

負債の部について。

3の固定負債については(1)の企業債と(2)のリース債務の合計で9億4,550万1,998円です。

4の流動負債については(1)の企業債から(5)の預り金までの合計で2億1,993万643円です。なお、(3)の未払金と(5)の預り金の内訳は、20ページになります。

5の繰延収益については、(1)の長期前受金から(2)の長期前受金収益化累計額を差し引いた額、1億7,224万9,388円です。

負債合計としては13億3,768万2,029円です。

次に、資本の部について。

6の資本金については9億8,190万7,068円です。こちらの内訳は20ページになります。

7の剰余金は、(1)の資本剰余金と(2)の利益剰余金の合計で370万8,566円です。資本合計としては9億8,561万5,634円で、負債と資本の合計は23億2,329万7,663円です。

次に、1ページをお開きください。

こちらは決算報告書で、税を含んだ金額になっています。

(1)、収益的収支の状況について。

収入のほうからご説明いたします。

第1款病院事業収益の予算額合計は11億4,334万5,000円に対し、決算額は10億8,830万4,253円で、予算額に比べ決算額の増減は5,504万747円の減です。決算額のうち仮受消費税及び仮受地方消費税の額は472万1,548円であります。

第1項医業収益の予算額合計は7億2,018万3,000円に対し、決算額は7億2,414万1,422円で、予算額に比べ決算額の増減は395万8,422円の増です。

第2項医業外収益の予算額合計は4億2,316万2,000円に対し、決算額は3億6,416万2,831円で、予算額に比べ決算額の増減は5,899万9,169円の減です。

次に、支出について。

第1款病院事業費用の予算額合計は11億4,334万5,000円に対し、決算額は10億8,588万4,844円で、不用額は5,746万156円、予算執行率は95.0%です。決算額のうち仮払消費税及び仮払地方消費税の額は2,083万7,529円です。

第1項医業費用の予算額合計は10億9,928万1,000円に対し、決算額は10億4,297万5,248円で、不用額は5,630万5,752円、予算執行率は94.9%であります。

第2項医業外費用の予算額合計は4,356万4,000円に対し、決算額は4,290万9,596円で、不用額は65万4,404円、予算執行率は98.5%です。

第3項予備費の予算額合計は50万円に対し、決算額ゼロ円で、不用額50万円であります。

次のページへまいります。

こちらは、資本的収入及び支出になります。こちら、税を含んだ金額になっていません。

初めに、収入のほうからご説明いたします。

第1款資本的収入の予算額合計は1億2万円に対し、決算額は1億円で、予算額に比べ決算額の増減は2万円の減です。

第1項固定資産売却代金の予算額合計は2万円に対し、決算額ゼロ円で、予算額に比べ決算額の増減は2万円の減です。

第2項投資の予算額合計1億円に対し、決算額1億円です。

続いて、支出については、第1款資本的支出の予算額合計は1億2,408万5,000円に対し、決算額は1億2,344万1,636円で、不用額は64万3,364円、予算執行率は99.5%であります。決算額のうち、仮払消費税及び仮払地方消費税の額は201万7,843円です。

第1項建設改良費の予算額合計は3,073万8,000円に対し、決算額は3,009万5,317円で、不用額は64万2,683円、予算執行率は97.9%です。

第2項企業債償還金の予算額合計9,334万7,000円に対し、決算額は9,334万6,319円で、

不用額は681円、予算執行率はおおむね100%です。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,344万1,636円は、減債積立金処分量61万3,697円と過年度分損益勘定留保資金2,282万7,939円で補填し、決算を終えたところで

す。

本件につきましては、8月24日開催の第4回町立病院運営委員会に諮問し、原案可決されておりますことをご報告申し上げます。

以上で、認定第6号の説明を終わります。

○委員長（黒沼俊幸君） 水道課長・細川君。

○水道課長（細川充洋君）（登壇） 認定第7号、平成27年度標茶町上水道事業会計決算についてご説明を申し上げます。

初めに、決算附属書類からご説明をいたします。

7ページをお開きください。

決算附属書類、平成27年度標茶町上水道事業報告書。

1、概要。

（1）、総括事項。

本年度の上水道事業経営につきましては、給水戸数2,205戸、給水人口4,268人と計画人口5,020人に対して普及率85%であり、前年度と比較し48人の減少となっております。

年間配水量は60万896立米で、前年度より0.05%の減少となりました。また、有収水量においては42万6,764立米、有収率で71.0%と前年度を4.8ポイント上回ったところです。また、給水原価につきましては、1立米当たり193円60銭となり、供給単価156円66銭に対し、その差は36円94銭となっております。

次に、経営の状況であります。収益的収入については、給水収益6,685万5,056円（消費税込み額は7,220万3,460円）を主として収入合計9,311万2,598円（消費税込み9,850万4,702円）であり、支出については、人件費2,130万1,840円を初め、企業債利息873万1,671円を含め支出合計8,723万1,674円（消費税込み9,080万9,158円）となり、588万924円の利益を計上して決算したところでございます。

資本的収支につきましては、企業債等償還金2,529万6,319円、配水管布設替工事等の建設改良費2,460万9,620円（うち消費税181万4,620円）で、支出合計4,990万5,939円（消費税込）に対し、収入は企業債520万円であり、4,470万5,939円の不足が生じたので、この不足金は、減債積立金処分量267万3,910円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額181万4,620円、過年度分損益勘定留保資金4,021万7,409円で補てんし、決算を終えたところであります。

したがいまして、本年度末においては当年度利益剰余金588万924円を減債積立金として処分することとなった次第であります。

上水道事業は公共事業であることから、常に事業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉の増進を図ることを基本に、収支バランスに留意しつつ現行の料金水準が保持されるよう、健全な経営に努めていく所存であります。

次の8ページをお開きください。

(2)、議会の議決事項につきましては、記載の3件でございますが、説明を省略させていただきます。

(3)、行政官庁認可事項につきましては、該当はございません。

(4)、職員に関する事項、イ、職員数等、兼任職員5名、ロ、給与改定は平成28年4月1日に実施しております。

(5)、料金その他供給条件の設定、変更に関する事項につきましては、該当はございません。

2、工事。

(1)、建設改良工事の概要でございます。記載のとおり6件の工事を行いまして、内訳といたしましては、検定満了量水器取替工事は2件で193基の交換を行い、工事費は956万7,720円。上水道配水管布設替工事は、桜、平和、開運地区で286.6メートルを施工いたしまして、工事費は1,063万4,760円。上水道配水管新設工事は204.8メートルを行い、工事費は128万4,120円です。なお、着工及び竣工年月日につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

3、業務。

(1)、事業量でございます。イ、年度末給水人口4,268人、ロ、年度末給水戸数2,205戸、ハ、年間配水量60万896立米、ニ、月平均給水量5万7,500立米。

次のページ、9ページでございます。

(2)、事業収支に関する事項。

収益的収入及び支出の収入でございます。金額については、全て消費税及び地方消費税抜きの額であります。

収入でございます。

1、営業収益は6,796万4,956円で、前年度比113万9,500円の増となっております。うち(1)、給水収益は6,685万5,056円で前年度比の113万600円の増、(2)、受託工事費はゼロ円で前年度と同じでございます。(3)、一般会計負担金90万円で、前年度と同額でございます。(4)、その他営業収益は20万9,900円で、前年度比8,900円の増で

す。

2、営業外収益は2,514万7,642円で、前年度比81万8,406円の減となっております。うち(1)、受取利息及び配当金は2,506円で前年度比6円の増、(2)、他会計負担金は1,986万8,000円で前年度比90万5,000円の減、(3)、長期前受金戻入は461万2,294円で前年度比3万1,152円の減です。(4)、雑収益は、下水道料金が上水道メーターによる使用水量を算定基準としていることから、水道メーター検針にかかわる費用の下水道負担及び仮受消費税から仮払消費税を引いた納税額に対して、消費税法に基づく確定申告における計算額との納税額の差額で66万4,842円で、前年度比11万7,740円の増です。

水道事業収益合計では9,311万2,598円で、前年度比32万1,094円の増です。

次に、支出でございます。

1、営業費用は7,850万3円、前年度比69万2,826円の減となっております。(1)、配水及び給水費は3,868万1,999円で、前年度比74万7,147円の減です。(2)、受託工事費はゼロ円で前年度と同じ、(3)、減価償却費は3,742万7,348円で前年度比8,010円の減、(4)、資産減耗費は239万656円で前年度比6万2,331円の増です。

2、営業外費用は873万1,671円で、前年度比59万1,094円の減。(2)、雑支出はゼロ円で、前年度比も同じです。

3、特別損失につきましては、(1)、その他特別損失はゼロ円で、前年度比160万2,000円の減でございます。

水道事業費用合計では8,723万1,674円で、前年度比128万3,920円の減となったところであり、なお、構成比につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次の10ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入でございます。

収入、1、資本的収入は、(1)、企業債の520万円で、前年度比160万円の増となっております。

次に、支出でございます。1、資本的支出は4,809万1,319円で、前年度比175万6,953円の増となっております。うち(1)、企業債等償還金は2,529万6,319円で、前年度比48万8,953円の増、(2)、建設改良費は2,279万5,000円で前年度比126万8,000円の増です。なお、構成比につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

4、会計に関する事項でございます。

(1)、重要契約の要旨につきましては、該当はございません。

(2)、企業債及び一時借入金等の概況でございます。

イ、企業債等残高につきましては、16ページをお開きください。企業債明細書中、中ほどの未償還残高の欄に記載のとおり、合計で2億819万9,986円となっております。なお、下段の一般会計借入金明細書は、借入金の未償還残高は1億9,245万円となっております。

10ページにお戻りください。

ロ、一時借入金につきましては、前年度末残高、借入残高最高額、本年度末残高、いずれもございません。

次に、11ページをお開きください。

平成27年度標茶町上水道事業キャッシュ・フロー計算書、平成27年4月1日から平成28年3月31日まで。

1、業務活動によるキャッシュ・フローでございます。

(1)の当年度純利益から(14)の利息の支払額までの業務活動によるキャッシュ・フローにつきましては4,447万6,531円です。

2、投資活動によるキャッシュ・フローでございます。

有形固定資産の取得による支出、それから他会計繰入金の収入により、投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、マイナスの2,279万5,000円です。

3、財務活動によるキャッシュ・フロー。

(1)、建設改良企業債収入から他会計からの出資(3)までの合計で財務活動によるキャッシュ・フローは、マイナス2,009万6,319円です。

資金減少額は158万5,212円、資金期首残高は2億2,756万4,878円、資金期末残高は2億2,915万90円となります。

次の12ページから14ページまでの平成27年度の標茶町上水道事業会計収益費用明細書につきましては、今まで説明いたしました収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出を細分化したものでありますので、説明を省略させていただきます。

次に、15ページをお開きください。

固定資産明細書でございます。

有形固定資産、土地から工具・器具及び備品までの年度当初の現在高は10億7,251万4,530円で、当年度増加額は構築物で1,103万6,000円、機械及び装置は量水器で885万9,000円、車両運搬具は290万円、合計で2,279万5,000円の増加となっております。当年度減少額は、構築物で67万6,907円、機械及び装置で966万4,815円、車両運搬具は279万6,500円、合計で1,313万8,222円の減少となり、年度末現在高は合計で10億8,217万1,308円となっております。減価償却累計額は、当年度増加額が構築物で1,747万9,032

円、機械及び装置で1,941万3,037円、合計で3,689万69円。当年度減少額は、構造物で24万9,744円、機械及び装置で784万1,147円、車両運搬具は265万6,675円で、累計は合計で1,074万7,566円、累計3億9,815万1,590円、年度末償却未済高は合計で6億8,401万9,718円となっております。

無形固定資産、施設利用権で当年度増加額と当年度減少額はともにありませんので、年度当初の現在高及び年度末現在高は1,438万6,127円です。減価償却累計額は、当年度増加額が53万5,279円、当年度減少額はありません。累計合計額は1,117万3,881円、年度末償却未済額は321万2,246円となっております。

3ページをお開きください。

財務諸表です。平成27年度標茶町上水道事業損益計算書、平成27年4月1日から平成28年3月31日まで、合計額のみ報告させていただきます。

1、営業収益、(1)、給水収益から(4)、その他営業収益までの合計6,796万4,956円。

2、営業費用、(1)、配水及び給水費から(4)、資産減耗費までの合計で7,850万3円、よって営業利益は1,053万5,047円のマイナスとなりました。

3、営業外収益、(1)、受取利息及び配当金から(4)、雑収益までの合計2,514万7,642円。

4、営業外費用、(1)、支払利息及び企業債取扱諸費と(2)、雑支出で873万1,671円、よって営業外利益は1,641万5,971円の黒字となり、経常利益及び当年度純利益は588万924円となりました。

前年度繰越利益剰余金はありませんので、当年度末処分利益剰余金は588万924円となります。

次に、4ページをお開きください。

平成27年度標茶町上水道事業剰余金計算書でございます。

初めに、資本金です。

資本金は、前年度処分後残高3億403万5,119円に当年度変動額として減債積立金から組み入れ267万3,910円、当年度末残高が3億670万9,029円となります。

次に、剰余金です。

資本剰余金はゼロ円となります。

次に、利益剰余金です。

減債積立金は、前年度処分額及び処分後残高が267万3,910円に当年度変動額として減債積立金からの組み入れと同額の267万3,910円が減額となり、当年度末残高がゼロ円と

なります。利益積立金は変動なしで1,200万円。未処分利益剰余金は、前年度処分後ゼロ円となります。当年度変動額は、当年度純利益で588万924円が増額であり、当年度末残高は588万924円、利益剰余金合計額は処分後残高1,467万3,910円に、当年度変動額として減債積立金から繰り入れ267万3,910円で、当年度純利益588万924円で当年度末残高が1,788万924円となります。

したがって、資本合計は、前年度処分後残高3億1,870万9,029円に、当年度変動額588万924円の増額となり、当年度末残高は3億2,458万9,953円となります。

次に、平成27年度標茶町上水道事業剰余金処分計算書でございます。

資本金及び資本剰余金につきましては、処分額がございませんので、当年度末残高と処分後残高は同額の資本金3億670万9,029円、資本剰余金はゼロ円となっております。

未処分利益剰余金は、当年度末残高588万924円に標茶町水道事業の設置等に関する条例第6条により減債積立金への積み立てで588万924円を減額し、処分後残高、繰越利益剰余金はゼロ円となります。

次に、5ページをお開きください。

平成27年度標茶町上水道事業貸借対照表でございます。平成28年3月31日。

資産の部。

1、固定資産、(1)、有形固定資産、イ、土地からホ、工具・器具及び備品までの有形固定資産合計は6億8,401万9,718円。(2)、無形固定資産、イ、施設利用権で無形固定資産合計は321万2,246円。固定資産合計は6億8,723万1,964円です。

2、流動資産、(1)、現金・預金2億2,915万90円、(2)、未収金677万4,930円、(3)、貸倒引当金10万9,000円の減で、流動資産合計は2億3,581万6,020円。

したがって、資産合計は9億2,304万7,984円でございます。

次に、6ページをお開きください。

負債の部でございます。

3、固定負債、(1)、企業債から(3)、修繕引当金までの固定負債合計は4億492万8,442円。

4、流動負債、(1)、一時借入金から(7)、その他流動負債まで合計は3,221万9,328円です。

5、繰延収益、(1)、長期前受金と(2)、長期前受金収益化累計額の繰延収益合計は1億6,131万261円で、負債合計は5億9,845万8,031円となります。

資本の部。

内訳につきましては、先ほど説明と重複いたしましたので、合計額のみ説明をさせて

いただきます。

6、資本金につきましては、3億670万9,029円。

7、剰余金、利益剰余金合計は1,788万924円。

したがって、資本合計は3億2,458万9,953円、負債資本合計は9億2,304万7,984円となります。

1 ページをお開きください。

平成27年度標茶町上水道事業決算報告書でございます。

(1)、収益的収入及び支出。

初めに、収入でございます。

第1款水道事業収益、当初予算額1億75万8,000円に補正額52万円を減額して、1億23万8,000円に対し、決算額は9,850万4,702円で、予算額に比べ決算額の増減は173万3,298円の減でございます。

内訳でございますが、第1項営業収益、予算額7,506万7,000円に対して、決算額7,331万3,360円で、予算額に比べ決算額の増減は175万3,640円の減で、うち仮受消費税及び地方消費税は534万8,404円です。

第2項営業外収益、当初予算額2,569万1,000円に補正予算額52万円を減額し、2,517万1,000円に対し、決算額は2,519万1,342円で、予算額に比べ決算額の増減は2万342円の増で、うち仮受消費税及び地方消費税は4万3,900円です。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用、予算額は当初予算額9,877万6,000円に対し、補正予算額35万3,000円を減額し、9,842万3,000円に対し、決算額は9,080万9,158円、不用額は761万3,842円、執行率は92%となっております。

内訳ですが、第1項営業費用、予算額は当初予算額8,703万5,000円に補正予算額45万8,000円を減額し、8,657万7,000円に対し、決算額は7,966万6,787円で、不用額は691万213円、執行率は92%、うち仮払消費税及び地方消費税は116万6,784円となっております。

第2項営業外費用、予算額は当初予算額1,124万1,000円に補正予算額10万5,000円を増額し、1,134万6,000円に対し、決算額1,114万2,371円で、不用額は20万3,629円、執行率は98.2%となっております。

第3項予備費50万円、不用額は50万円で、執行率はゼロ%でございます。

次の2ページをお開きください。

(2)、資本的収入及び支出。

初めに、収入でございます。

第1款資本的収入は第1項企業債だけで、当初予算額520万円、決算額も同額で、予算額に比べ決算額の増減はゼロでございます。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出、予算額は当初予算額5,204万9,000円から補正予算額214万1,000円を減額し、4,990万8,000円に対し、決算額は4,990万5,939円、不用額は2,061円、執行率はおおむね100%です。

内訳ですが、第1項企業債等償還金、予算額2,529万7,000円に対し、決算額2,529万6,319円、不用額は681円、執行率はおおむね100%でございます。

第2項建設改良費、予算額は当初予算額2,675万2,000円から補正予算額214万1,000円を減額し、2,461万1,000円に対し、決算額は2,460万9,620円で、不用額は1,380円です。執行率はおおむね100%、うち仮受消費税及び地方消費税は181万4,620円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,470万5,939円は、減債積立金処分額267万3,910円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額181万4,620円、過年度分損益勘定留保資金4,021万7,409円を充て補填をし、決算を終えたところでございます。

以上で、認定第7号、平成27年度標茶町上水道事業会計決算報告の説明を終わります。
○委員長（黒沼俊幸君） 続いて、監査委員から決算審査意見書の補足説明がありましたら許します。

監査委員・田中君。

○監査委員（田中俊彦君）（登壇） 私のほうから決算審査の意見書について補足説明を申し上げます。

標茶町各会計決算審査意見書のほうからご報告いたします。

平成27年度標茶町各会計歳入歳出決算審査意見。

第1、審査の概要。

1、審査の対象、（1）、平成27年度標茶町一般会計歳入歳出決算、（2）、平成27年度標茶町特別会計、国民健康保険事業事業勘定、下水道事業、介護保険事業の保険事業勘定、介護保険事業の介護サービス事業勘定、後期高齢者医療の5特別会計の歳入歳出決算であります。（3）、附属書類、平成27年度標茶町各会計決算に係る歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書であります。

2、審査の期間、平成28年7月26日から7月28日までの3日間実施をいたしました。

3、審査の手続、この決算審査に当たっては、町長から送付を受けました各会計歳入

歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿、その他証書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施いたしました。

第2、審査の結果。

町長から送付を受けました各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、全て法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿、その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められたところであります。

また、予算の執行及び関連する事務の処理は、総体として適正に行われているものと認められました。

審査の結果の概要は以下のとおりということでありますけれども、13ページまで省略をさせていただきます。

14ページの結びのところで説明いたします。

一般会計及び特別会計の予算執行状況及び収入、支出等財務に関する事務等については、総体として適正に執行されたものと認められました。

本年度の一般会計と特別会計を合わせた総決算額を見ますと、歳入158億1,013万7,812円、歳出156億2,474万210円で、歳入歳出差し引き額は1億8,539万7,602円の黒字、翌年度へ繰り越すべき財源は6,926万3,000円、実質収支の額は1億1,613万4,602円の黒字、単年度収支については6,821万2,704円の赤字となっております。また、一般会計歳入歳出決算の状況は、歳入123億932万3,400円、歳出121億6,412万5,211円で、前年度に比し歳入は111.7%、歳出も111.7%となり、歳入歳出差し引き額は1億4,519万8,189円の黒字、翌年度へ繰り越すべき財源は6,926万3,000円で、実質収支の額は7,593万5,189円の黒字、単年度収支については3,094万9,473円の赤字となっております。

一般会計の財政構造について見ますと、歳入は主軸となる町税が前年対比95.6%の9億3,256万8,541円となり、地方交付税は前年対比100.7%の48億2,267万2,000円となっております。さらに不足する財源は、地方債の借り入れや基金の取り崩し等によって賄われ、その構成割合は自主財源が31.2%、依存財源が68.8%となっております。

一方、歳出の執行率は98.6%で、その構成割合を見ますと義務的経費は24.5%、經常経費は33.7%で、前年度より減少しておりますが、投資的経費は24.3%で前年度より増加しております。

次に、主要な財務比率で見ますと、經常収支比率は81.7%で、4.8ポイント下降しておりますが、通常75%程度におさまることが妥当とされていることから、依然として財政

は厳しい状況にあります。財政力指数は、前年度よりわずかに上昇し0.191となりました。公債費比率は10.5%で、0.8ポイント下降し、通常15%とされる警戒ラインをクリアしております。実質公債費比率も10.3%で、0.4ポイント改善され、地方債許可団体移行の18%をクリアしております。

基金積立金については、地方交付税の増加、また歳出の削減等により財政調整基金などの13の基金全体で7億3,330万453円増加し、本年度末残高は41億8,805万9,030円となっております。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により公表が義務づけられた実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標は、いずれも早期健全化基準以下でありました。

また、企業会計の資金不足比率も経営健全化基準以下でありましたが、国政が不安定の中、地方を取り巻く財政環境は依然として厳しく、長引く景気低迷による税収入の減少や公共事業の減少、急速に進行する少子高齢化や過疎化など、町民生活の安全・安心の向上や地域経済の活性化に向けた財政需要等に将来的な展望を含め適切に応えなければなりません。

また、自主財源の中でも大きな割合を占める町税や、町民が直接受益を得ている税外収入金に多額な収入未済額が出ておりますが、収納対策においては各担当課でそれぞれ努力されているものの、27年度収入未済額は、町民税においては、個人、法人で1,911万4,500円で200万1,120円減少いたしました。特に、現年度の徴収率が99.1%と努力されております。また、固定資産税の収入未済額は4,447万2,977円となっております。

税外収入未済額は3億1,122万4,057円で、収納率は上がっているものもありますが、依然として農業費分担金、農業用水道使用料、住宅使用料、児童福祉費負担金、アイヌ住宅改良資金貸付金元利収入などは多額となっていることから、滞納繰越金の徴収に力を入れながら、現年度における収入未済額を出さない、ふやさないことが今後の課題であります。

歳出削減と同時に自主財源の確保は、ますます重要な課題となっており、町民一人一人が義務を果たし協働のまちづくりの理念のもとに理解を深め、さらには将来に向けて持続可能な財政運営を目指し、一層の努力を期待するものであります。

次に、15ページの3の特別会計であります。

(1)の国民健康保険事業事業勘定特別会計であります。16ページの結びのところで簡単に要約して申し上げます。

本年度の歳入歳出決算の状況を見ますと、歳入歳出差し引き額は604万7,706円の黒字

であります。歳入では、基本財源の国民健康保険税が収納対策の効果により、平成27年度の収納率は84.1%で、収入未済額は5,702万7,232円となっております。歳出では、保険給付費7億859万8,716円で、前年度より2,639万6,107円増加しております。

当会計の安定運営には、保険税収入の確保が重要な課題であり、景気の低迷が長引く中で、厳しい収納環境ではありますが、負担の公平性の観点からも、より一層の収納向上対策に努められるとともに、医療費負担抑制につながる健康づくりの住民啓発や、各地域や関係団体と連携協力した効果的な事業の推進とあわせて、財政の健全運営の確保に努めることを期待するところであります。

次に、(2)の下水道事業特別会計であります。17ページの結びの欄で簡単に申し上げます。

本年度の歳入歳出決算の状況を見ますと、歳入歳出差し引き額はゼロ円であります。

本事業の基本財源である下水道使用料については、下水道普及率の上昇とともに、調定額、収入額は増加しており、また、収入未済額も多額となっております。会計全体では今年度5万20円の不納欠損処理を行っておりますが、今後も収納対策に努力されるとともに、法に従い処理を進めることも重要であります。

下水道事業は、生活環境整備の重要施策の一つであることから、引き続き効率的、効果的な運営をされることを望みます。

次に、(4)、介護保険事業特別会計の保険事業勘定、18ページの(5)の介護保険事業特別会計の介護サービス事業勘定であります。中ほどの結びの欄で簡単に申し上げます。

保険事業、本年度の歳入歳出決算の状況を見ますと、歳入歳出差し引き額は3,359万4,722円の黒字であります。

歳入では、基本財源の保険料収入が1億5,688万9,680円で、収入未済額は820万820円であります。収入未済額は微減していますが、当会計の安定的な運営を図るため、保険料の収納対策を強化していく必要があります。歳出では保険給付費が7億4,327万2,974円、前年度より209万7,413円増加しており、高齢化が進む中、今後も増加することが想定されます。

次に、介護サービス事業勘定については、本年度の歳入歳出決算の状況を見ますと、歳入歳出差し引き額は5,407円の黒字でありました。少子高齢化が進む中、要介護認定者は今後もさらに増加することが想定されます。地域に密着した介護サービスを提供し、高齢者等が安心して暮らせるまちづくりを進めることを期待するところであります。

次、(6)、後期高齢者医療特別会計であります。19ページの結びの欄で簡単に申し

上げますが、本年度の歳入歳出決算の状況を見ますと、歳入歳出差し引き額は55万1,578円の黒字であります。

当会計は、少子高齢化や医療費の増加などにより、今後さらに町の負担がふえることが想定され、健全な財政運営の確保に努めることを期待するところであります。

次、4の財産に関する調書であります。省略をさせていただきます。

次、20ページの平成27年度標茶町基金の運用状況審査意見であります。

1、2、3につきましては省略をさせていただきます。4の審査の結果であります。審査に付されました平成27年度の基金の運用状況を示す書類の計数は、関係帳簿等と照合した結果、誤りはないものと認められ、また、基金運用状況は妥当であると認められました。表につきましては省略をさせていただきます。

次、21ページの平成27年度標茶町財政健全化審査意見であります。

これも、1、2、3は省略をさせていただきます。4の審査の結果及び意見であります。審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められたところであります。表につきましては、先ほど報告がございましたので、省略をさせていただきます。

22、23についても省略をさせていただきます。

次に、標茶町公営企業会計決算審査意見書であります。

まず、標茶町病院事業会計であります。

1ページであります。平成27年度標茶町病院事業会計決算審査意見。

第1、審査の概要。

1、審査の対象、平成27年度標茶町病院事業会計決算。

2、審査の期間、平成28年6月22日に実施いたしました。

3、審査の書類、(1)、決算報告書、(2)、財務諸表、(3)、附属書類であります。

4、審査の方法、審査に当たっては、送付を受けました決算報告書、財務諸表及び事業報告書等の附属書類について、関係諸帳簿の照合とともに、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績並びに財政状況を適正に表示されているか否か、予算執行の適否等についても内容説明を求め、審査を実施いたしました。

第2、審査の結果。

審査に付されました決算報告書、財務諸表等は、関係法令に準拠して作成されており、決算の諸計算はいずれも正確であるとともに、平成28年3月31日現在における財政状況

及び経営成績を適正に表示されているものと認められたところであります。

財務事務については、総体として適正に執行されたものと認められました。

審査結果の概要は以下のとおりでありますということで、ここも6ページまでは省略をさせていただきます。7ページの結びの欄に要約をして申し上げます。

当年度の業務量は、入院延べ患者数1万1,425人、外来延べ患者数3万3,240人で、前年度と比較すると入院は809人の減少、外来では409人の減少となりました。

経営成績は、総収益10億8,358万2,705円、総費用10億8,318万1,139円で、差し引き純利益40万1,566円が計上されたところであります。

医業収支では、医業収益は7億1,970万9,698円、医業費用が10億2,224万5,423円で、差し引き3億253万5,725円費用が上回っておりますが、一般会計からの補助金と負担金3億4,930万円を主なものとする医業外収益によって、当年度純利益40万1,566円が計上され、減債積立金として処分されました。

医業収益は、前年度比124.8%であります。これは、従来、救急医療確保に要する経費の負担金1億5,300万9,000円を医業外収益に計上しておりましたが、今年度から医業収益に計上したのが大きな要因であります。実質は、この負担金を除くと98.3%で、入院患者数の減少が主であります。

医業費用は、前年対比98.9%で、人件費等の減少が主であります。

医業収支は、患者数、入院基本料等の変動がより大きく影響を及ぼすことから、医師、看護師、病院職員が一丸となって、医業収益の確保、さらには病院運営の安定に努力されることを期待するところであります。

資本的収支については、器械、備品購入、企業債償還金等の資本的支出額1億2,344万1,636円が執行され、資本的収入額は貸付金1億円の償還で充当し、不足額2,344万1,636円は過年度分損益勘定留保資金2,282万7,939円、減債積立金処分額61万3,697円で補てんされております。

自治体病院を取り巻く医療環境は、医師及び看護師の確保、診療報酬改定等で厳しい状況にありますが、自治体病院は「地域住民の命、健康、暮らしを守る」地域の財産であることから、病院関係者を初め行政や住民が一体となって安心して受診できる病院づくりに取り組み、住民の期待に応えることができるよう、一層の経営努力を望むところであります。

次に、標茶町上水道事業会計であります。

1ページであります。平成27年度標茶町上水道事業会計決算審査意見。

第1、審査の概要。

- 1、審査の対象、平成27年度標茶町上水道事業会計決算。
- 2、審査の期日、平成28年6月23日に実施をいたしました。
- 3、審査の書類、(1)、決算報告書、(2)、財務諸表、(3)、附属書類であります。
- 4、審査の方法、審査に当たっては、送付を受けた決算報告書、財務諸表及び事業報告書等の附属書類について、関係諸帳簿の照合とともに、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか否か、予算執行の適否等についても内容説明を求め、審査を実施いたしました。

第2、審査の結果。

審査に付された決算報告書、財務諸表等は、関係法令に準拠して作成されており、決算の諸計数はいずれも正確であるとともに、平成28年3月31日現在における財政状況及び経営成績を適正に表示されているものと認められたところであります。

財務事務については、総体として適正に執行されたものと認められました。

審査結果の概要は以下のとおりであるということで、8ページまで省略をさせていただきます。8ページの中段の結びのところで、ここも要約をして申し上げます。

平成27年度上水道事業の、下のほうですけれども、経営成績は、総収益9,311万2,598円、総費用は8,723万1,674円の決算額で、差し引き588万924円の純利益を生じ、減債積立金として処分されたところであります。

財政状況は資産総額は9億2,304万7,984円で、前年度と比較して1,626万2,672円の減少であります。

当年度の資本的収支の総額は4,990万5,939円で執行されております。

9ページに行きますけれども、企業債の当年度末未償還残高は2億819万9,986円で、計画的に起債償還が行われております。

水道使用料の未収金については、現年度分、滞納繰越分、それぞれについて収納対策に努力され、当年度は677万4,930円で前年度より84万1,884円減少しておりますが、今後も収納対策に努力されることを望みます。

また、不明漏水も減少し、有収率が71%であり、原因究明の努力があらわれておりますが、さらなる努力により80%台の回復を期待するところであります。

上水道事業経営は、給水人口の影響が大きく、当年度の給水人口は4,268人で前年度から48人減少しております。また、計画人口5,020人に対しての普及率は85%であり、今後も人口の減少や節水意識の高まりなどから給水収益は年々減少するものと予測されますが、経費節減などの経営努力により収支のバランスが保たれることと、安全で安定

した水道水の供給のため、引き続き的確な水需要の予測、使用料の収納対策、効果的な事業の執行による健全な経営、財政基盤の安定を図るとともに、公営企業として住民生活及び生産活動などの公共の福祉の増進が図られるよう努められることを望むところであります。

以上で、決算審査の意見書を終わらせていただきます。

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時06分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより認定7案の質疑を行います。

質疑は、内容質疑と総括質疑に分けて行います。

内容質疑は、認定第1号から認定第5号までは決算書、歳入歳出決算事項別明細書について、各案ごとに歳入歳出に分け、認定第1号の歳出は各款ごとに行い、その後、実質収支に関する調書の質疑を行い、認定第6号及び認定第7号については決算附属書類、財務諸表、決算報告書の順に行います。次に主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書について、次に財産に関する調書及び基金の運用状況について、次に一般会計継続費精算報告書について、次に健全化判断比率及び資金不足比率報告書について順次質疑を行います。

それでは、決算書及び歳入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書について質疑を行います。

初めに、認定第1号、一般会計決算、歳出から行います。

1款議会費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、2款総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、3款民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（黒沼俊幸君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（黒沼俊幸君） なければ、5款労働費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（黒沼俊幸君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（黒沼俊幸君） なければ、7款商工費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（黒沼俊幸君） なければ、8款土木費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（黒沼俊幸君） なければ、9款消防費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（黒沼俊幸君） なければ、10款教育費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（黒沼俊幸君） なければ、11款災害復旧費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（黒沼俊幸君） なければ、12款公債費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（黒沼俊幸君） なければ、13款諸支出金について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（黒沼俊幸君） なければ、14款職員費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、15款予備費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

本多委員。

○委員(本多耕平君) 余りにもペースよく進んでいましたので、1つだけお聞きいたします。

予備費で1,400万円ばかりの出ておりますけれども、ページでいくと27ページと62ページで出ておりますけれども、予備費というのは予算を組むわけですから、組んでの予備費ですから、結構なわけですけれども、しかしその内容を見るときに、本当にこれが予備費で充当しなければならなかったのかということをちょっとお聞きしたいのですよ。

特に、62ページの約500万円近い予備費で計上されておりますけれども、それらについて、いわゆる通常の補正でできなかったのか、予備費でせざるを得なかったのかなということをお聞きしたいと思います。

○委員長(黒沼俊幸君) 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長(高橋則義君) 予備費の執行状況につきまして、お話しさせていただきます。

予備費の執行につきましては、577万6,678円を執行させていただいております。内容につきましては、観光施設整備の部分とあとは通常2款1項5目の町有施設の賠償金関係に5万3,907円、それから町有車両の賠償関係で63万5,971円、それから観光施設の7款1項3目の関係で508万6,800円を予備費充用しております。

それで、観光施設の関係についてお答えいたしますが、これにつきましては、憩の家かや沼の手前にあるバーベキューハウスが昨年10月2日の大風で倒壊いたしました。ちょうど11月のかや沼施設の耐震化改修工事で休館となっておりますので、その休館期間中にバーベキューハウスのほうも一刻も早く再建するために、予備費による工事を行ったところであります。

○委員長(黒沼俊幸君) 本多委員。

○委員(本多耕平君) 私がお聞きしたいことは、今、課長の話によりますと、急なことなのかなと思っていたら、意外にや10月の段階での倒壊で、その後の整備だということですので。となれば、通常のいわゆる定例会あるいはまたその中で補正を組むような予備費の、観光施設のことですけれども、私はするべきでは……、こういう気持ちを言ったらだめなのですか。ではないのかなと。できればこういうものは予備費ではなくて、

正常な、ぜひ予算計上でもっての補正でも結構ですから、そのような予備費の使い方を私はしていただきたかったなと思ったわけです。

以上です。

○委員長（黒沼俊幸君） 答弁。

（何事か言う声あり）

（「ごめんなさい、じゃあ、もう一度」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） もう一度質問してください。

（「いや」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） もう一度、答弁が要るということか。

○委員（本多耕平君） はい。すべきではないのかというようなところをもう一度、大した質問ではないのですが。

○委員長（黒沼俊幸君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

予備費の充当に関してのことのお尋ねであります。

事情的には、今、企画財政課長がお答えした内容なのですが、もう一つ、11月に改修をやっておりましたので、その時の他への影響等も含めての執行となっております。

予備費につきましては、自治法上の計上しなくてはならないという部分がありますのと、それから制約としては、議会の否決した費用に充てることはできないというふうにはなっております。その中であって、緊急性含めての対応というふうになります。

基本的には、本多委員おっしゃるとおりに、補正等に間に合う状況が背景にあるとすれば、それはやらなければならない部分だというふうに思っているところであります。

今回、私どもも軽々に取り扱うつもりはないのですが、今、先ほどもありました緊急性、それから工事のタイミング等も含めまして判断をさせていただいたところでありますけれども、今後の執行につきましても、議会軽視ということにならないように、意を配しながら、補正等、間に合う部分につきましては、それは対応をしながら執行してまいりたいと考えていますので、ぜひご理解をいただきたいと存じます。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

熊谷委員。

○委員（熊谷善行君） 歳入、15ページの寄附金の件なのですが、私、3月の定例会で、ふるさと納税の件につきまして、目的を持った事業に対しての、ふるさと納税を行うという答弁をもらっていますが、まさかそれが反映されたとは思っていません。思っていない上で、当然聞きます。

今回、512万5,000円の計上となっております。これのちょっと内訳をきちっと教えていただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 総務課長補佐・齊藤君。

○総務課長補佐（齊藤正行君） 平成27年度の寄附の内訳について、お答えをさせていただきます。

512万5,000円でございますが、現金で15件でございます。そのうち委員お尋ねのふるさと納税の対応につきましては、そのうちの10件、金額でいきますと32万5,000円となっているところでございます。

（「ほかの内容は」の声あり）

○総務課長補佐（齊藤正行君） 失礼しました。それ以外、10件、32万5,000円ですけれども、それ以外につきましては、法人からの寄附がございまして、ふるさと納税の対象外となっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 熊谷委員。

○委員（熊谷善行君） ということは、残り全部、法人からの寄附ですか。その内容はわかりませんか。

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時21分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長補佐・齊藤君。

○総務課長補佐（齊藤正行君） 歳入の寄附合計額512万5,000円のうち、ふるさと納税10件、32万5,000円以外の分については、全て法人からの寄附でございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 熊谷委員。

○委員（熊谷善行君） それで、ふるさと納税の32万5,000円、単純に10件だとすると、割って3万円ちょっとですけれども、この中に何か、目的を持った、指定されたようなことはあったのでしょうか。

○委員長（黒沼俊幸君） 総務課長補佐・齊藤君。

○総務課長補佐（齊藤正行君） お答えいたしたいと思います。

特段、指定ということではございません。目的の寄附というものは、今回ありませんでした。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） 歳入の1款の1目、個人の町民税の部分でありますけれども、前年度に比べれば若干改善されているというぐあいに拝見いたしましたけれども、実質的に差し支えなければ、この数字というのは何人分ぐらいに相当するのでしょうか。

（「何ページ」の声あり）

（「町民税か」の声あり）

○委員（渡邊定之君） 町民税、個人の分。1款の1目。

（「ページを言って」の声あり）

○委員（渡邊定之君） 2ページ、1款、1目2節、滞納繰り……

（何事か言う声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時24分

再開 午後 3時25分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） お答えいたします。

個人町民税の未収金のちょっと人数はカウントはしていませんけれども、件数としてお答えいたしたいと思います。現年度分の未収税額336万6,515円の件数でございますが、75件でございます。滞納繰越分1,522万2,985円の件数でございますが、255件でございます。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

後藤委員。

○委員（後藤 勲君） 14ページの財産貸付収入のところの、土地貸付収入と建物貸付収入がありますけれども、ここの部分の収入未済額が23万円と31万円とあるのですけれども、この中身についてどんなような状況なのか教えていただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えいたします。

まず初めに、土地貸付収入の収入未済額23万3,600円の内訳ですが、これにつきましては、個人の名前は出すわけにいかないのですが、駅裏にある工業団地の土地の部分の現在休止中の法人の17万500円と、土地を貸している方の2カ所分の6万3,100円というのがあるのですが、現在、6万3,100円につきましては、納入をされているということでもあります。

それから、建物貸付収入の31万1,326円につきましては、一般住宅として貸し付けしております住宅部分の未済額でありますけれども、市街地の郊外にあります1軒の方が借りておられる滞繰分が17万6,966円と現年分として11万9,520円、この方が1名ですけれども、現年分と滞繰分があります。それからもう一軒、1万4,840円、お一人の方でございますが、これにつきましては、月おくれで現在収入をしている状況であります。

以上です。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

本多委員。

○委員（本多耕平君） では、私のほうから、まず1点目は、6ページ、農業費の分担金でありますけれども、これは私、昨年もいろいろお聞きいたしましたけれども、改めてまたお聞きをしたいと思います。

収入済みの中には、当然26年度の未済額の中から入っていると思うわけですが、それがどのぐらい、金額にして幾らぐらい入っているのかということが、まず第1点であります。それが、何年分の未済額が今年度収入になっているのかということをお聞きしたいと思います。

さらにまた……

（何事か言う声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） いや、続けていいよ。

○委員（本多耕平君） 続けていいですか。

○委員長（黒沼俊幸君） はい。

○委員（本多耕平君） さらに、26年度に残っていたものが27年に、また繰り返しますけれども、どのぐらい入っているのか、金額が幾らぐらい入っているのか、その入った額が、いわゆる滞納されている何年の分の、どの事業の分が入ったのかをお聞きしたいと、まず第1点思います。

それから、同じく7ページの農業使用料の関係ですが、これは昨年お聞きしま

したら、26年度の場合は72万円ばかり残っていたわけですが、これは美幌の堆肥舎の関係が残ったということで、この問題については、昨年の方答弁の中で、いわゆる償却を延ばすことによって、いわゆる滞繰を減らすという意味の方答弁をいただきました。したがって、その結果だと思うのですが、このたびは収入未済額はゼロになっていますけれども、これのいわゆる農業使用料の美幌の関係、美幌のあの堆肥舎の償却を何年延ばして、最終何年度の償却にしたのか、それをまずお聞きしたいと思います。

続いて、同じく7ページの……

(何事か言う声あり)

(「内容質疑ですから、決算の」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) いや、ちょっと待ってください。

(「休憩しますか」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) 休憩いたします。

休憩 午後 3時32分

再開 午後 3時32分

○委員長(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林課長・牛崎君。

○農林課長(牛崎康人君) お答えいたします。

まず最初に、農林水産業使用料、7ページのほうですが、委員ご指摘のとおり、26年度においては滞納が発生いたしましたが、27年度においては、期日までに納めていただいております。

それで、昨年、たしか私の答弁の内容は、トラクター利用組合の構成員の数が少なくなって、従前の使用料だとちょっと負担感が高過ぎるということで、それを何とかできないかという作業を検討した結果、期間を延ばして1年当たりの使用料を減額してやっていくのだということで、滞納の原因あるいは滞納の解消と、使用料の減額というのは、今回は、前年、今年、26年、27年度ともに結びついているというふうには考えておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

26年度において繰り越ししてしまったのは、美幌トラクター利用組合と使用の方法等で協議する中で、期日までに納めていただけなかったということで、その後お話し合いによって解消しておりますので、27年度においては、正常に入れてもらっているという状況であります。

それから、もう一点、農業費分担金のほうですけれども、ちょっと言葉の取り違えがあったらご指摘いただきたいのですけれども、26年度から繰り越して27年度決算中にお金がどういうふうに動いたのかというような理解をさせてもらったのですけれども、26年度決算の収入未済額2億1,942万8,361円あったわけなのですけれども、その内訳については、国営事業の滞納繰越分が2億1,917万8,541円、それから、道営事業の滞納繰越分が24万9,820円ということになっております。それで、この道営の滞納については、27年度中に収入をいただきまして、残っておりません。それから、国営の滞納については、先ほど申し上げた金額のうち、139万4,000円収入をいただいているところであります。

そして、委員のほうから、事業地区ごと、それから年ごとで滞納繰り越しが幾らあるのかという、そういうお尋ねだったというふうに理解したのですけれども、実は、滞納繰り越し発生、50名の方、調定件数で385件に上っております。地区においても下御卒別から始まって標茶西部までということで、複数にまたがっております、集計には少しお時間をいただきたいというふうに思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） 今の農業費分担金のあれですけれども、去年の説明では、地区では4地区という、4地区で、それはいいですね、地区的で言えば。去年の答弁では、4地区のいわゆる受益者だという話を聞いたのですけれども、それは、4地区は地区で、ことしもいいですね、その捉え方は。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

済みません。ちょっと昨年4件と言ったかどうか、私、記憶が定かでないので、後ほど議事録を見たいと思いますけれども、手元の資料では、国営の下御卒別地区、阿歴内地区、茶安別地区、磯分内地区、萩野地区、それから標茶西部の6地区でございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） 今、茶安別地区と言いましたね。それ、国営ですよ。

○農林課長（牛崎康人君） はい。

○委員（本多耕平君） それは……、ごめんなさい。私の今言いたいことは、今、未済額の中に4地区がもし残っているとすれば、どの地区もまだ解消されていないのかということをお聞きして、4地区とお聞きしたのですよ。

それで、今の課長の答弁で、茶安別というのは私ちょっと記憶がないのですけれども、それはいずれといたしましても、もう一度ちょっとそれは、後日で、後ほどでいいです。

地区が、去年、私、4地区というふうにメモしてありますので、それがまだ解消されていないのか、その未済額の農家が、受益者が4地区でまだ残っているのかということ、まず改めてお聞きをしておきたいと思います。その後ほどで、課長、結構です。大した、大きなことではないです。地区だけちょっとお聞きしておきますので、よろしく願いいたします。

それと、先ほど言いました美幌の問題ですけれども、私の、去年の資料を持ってきていないのであれなのですけれども、いわゆる農家が減ったと、これもまたあれになってしまうのか。ごめんなさい。では、あすの総括でお願いいたします。

では、まだ続けていいですか、ほかの。

○委員長（黒沼俊幸君） どうぞ。

○委員（本多耕平君） 7ページの土木使用料の中に4節の住宅の使用料ということがあるのですが、これの収入未済額が26年度とほとんど同額なのですね。一体これは、どのような結果でもって、去年とことしが未済額が同じだということは、全くこの処理が進んでいないのかなということをお聞きしたいのと、住宅のこの使用料の内訳を少しお聞きをしたいと思いますが。

○委員長（黒沼俊幸君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

住宅使用料の収入未済額の合計、27年度につきましては、書いてありますとおり、2,911万5,610円となっております。その内訳につきましては、一般的な町営住宅とされている部分が2,907万3,910円となっていて、その他で特定住宅使用料ということで、古い道営住宅の部分になりますが、その3件が4万1,700円という内訳であります。

これは27年ですから、前年のこの収入未済額、決算のときの金額につきましては、2,693万5,072円に4万1,700円を足した金額だったと思うのですが、その内訳につきましては、今の一般的な町営住宅の部分と特定住宅の使用料の滞納の部分、2種類でございますけれども、中身的なものというのは、こういった中身を知りたいのでしょうか。申しわけないです。

（「委員長」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） いや、だめです、まだ答弁終わっていない。中村さん、もっと終わるまでしゃべってください。

○管理課長（中村義人君） 中身につきましては、今言ったとおりでございます、住宅使用料と特定住宅使用料の部分の滞納金額になっております。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） それがどうして26年度が2,600万円あって、ことしもまた2,900万円もあるわけですよ。その処理が進んでいないのかということをお聞きしたいのです。特定住宅どうのこうのとか聞いているのではないのです。繰り返しますけれども、26年、27年が、一向に未済額の決算の仕方が進んでいない、どういう処理をしているのかということをお聞きしたいのです。

○委員長（黒沼俊幸君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

26年度に2,600万円ほどありました。それについては、収納に関して、そういう関係の事務を進めて、納めてもらうような形で滞納者の方たちとやりとりをしております。それで、約2.5%ほどの収入はありました。そして、今回につきましては、この金額につきましては、27年度分の滞納額、単年度分ですね、その分282万1,838円が足されてございます。

（「俺がわからなくなってきた」の声あり）

（何事か言う声あり）

○管理課長（中村義人君） 失礼いたしました。もう一度確認させていただきたいと思いますが、滞納している状況、個人個人の状況という……

（「違う」の声あり）

（「休憩しろ」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 3時47分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

26年度につきましては現年度分の滞納額が189万7,786円、そして平成27年度分につきましては282万1,838円ということで約90万円ほどふえてございまして、滞納者に対する処理というのは進めておりますけれども、今回につきましては、社会情勢等もあると思うのですが、前年より金額がふえたということでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） わかりました。これは、私の意見になったら困りますので、ま

た総括でもちょっとお話をしたいと思います。お聞きをしておきたいと思います。

それでは、あと2点ばかりお聞きいたしますが、15ページの土地売払収入があります。これも収入未済額でもって17万5,000円ばかり出ております。これは、25年、26年調べましたら同じです。ほとんど同額です。どうしてこのようになったのかお聞きしたいということが1点。

それと、物品売払収入、88万円の予算に540万円の減収になりました。多分これは当初綿羊のあれが入っていたと思うのですけれども、内容を少しお聞きしたいと思います。

以上2点、お聞きいたします。

○委員長（黒沼俊幸君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） お答えいたします。

不動産売払収入の17万5,766円の収入未済額の内容でございますが、これにつきましては、区画整理におきまして、区画整理の際に、従前、土地提供してくれた方の中に、町のほうで、つけ保留地といまして、価値を上げましてその部分の土地をその人の配分、配分といえますか、した土地につけて、売り払を行うという手法をとっております。その部分の収入の部分で、未収額が、途中まで支払われておりましたが、その方の財政上の困難さから支払いが滞っているという状況でございます。これにつきましては、同じくその方が町のほかの部分でも債権を持っておりまして、そういった状況の支払い状況を見ながら、こちらのほうも合わせて接触して、収入についてのお願いをしているところでございますけれども、なかなかやはり財政上苦しいということで、収入を待っている状況がございます。そのような形で、続けて同じ金額で残っているという内容でございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 物品売払収入の中身についてお答えいたします。

当初88万円というのは、通常、綿羊の売り払い収入で予算化したものだと思います。決算額の内訳につきましては、不要物品の売り払い収入で12万9,600円、それから綿羊の売り払いは154万1,821円、それともう一点が、私どもで所管いたしましたデジタルテレビ中継局の設備売り払い収入ということで、NHKさんのほうに権利を売り払った分が383万2,992円ございます。

以上です。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

深見委員。

○委員（深見 迪君） 7ページの児童福祉使用料なのですが、これは常設、早朝、へ

き地、延長、全部まず含まれた金額でしょうか、収入未済額。

○委員長（黒沼俊幸君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えします。

児童福祉使用料につきましては、保育園の使用料の中の早朝保育、延長保育、一時保育、それからへき地保育所2カ所の使用料が、この中に含まれております。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） この4つですね。この中で、どの項目が一番多い金額かわかりますか、未済額。

○委員長（黒沼俊幸君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） 一番多いのが一時保育で、34万6,400円になっております。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で認定第1号を終わります。

◎散会の宣告

○委員長（黒沼俊幸君） お諮りいたします。

本委員会に付託を受けました認定7案は、なお精査の要ありと認められますので、継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号は継続審査と決定いたしました。

お諮りいたします。本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日の委員会は散会することに決定いたしました。

なお、明日10月21日は午前10時から委員会を開きますので、議場に参集願います。

以上で、本日の委員会を散会いたします。

(午後 3時55分)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 館 田 賢 治

年長委員 黒 沼 俊 幸

委 員 長 黒 沼 俊 幸

平成27年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

○議事日程（第2号）

平成28年10月21日（金曜日） 午前10時00分 開議

付議事件

- 認定第 1号 平成27年度標茶町一般会計決算
- 認定第 2号 平成27年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算
- 認定第 3号 平成27年度標茶町下水道事業特別会計決算
- 認定第 4号 平成27年度標茶町介護保険事業特別会計決算
- 認定第 5号 平成27年度後期高齢者医療特別会計決算
- 認定第 6号 平成27年度標茶町病院事業会計決算
- 認定第 7号 平成27年度標茶町上水道事業会計決算

○出席委員（11名）

委員長	黒 沼 俊 幸 君	副委員長	後 藤 勲 君
委員	櫻 井 一 隆 君	委員	熊 谷 善 行 君
〃	深 見 迪 君	〃	松 下 哲 也 君
〃	渡 邊 定 之 君	〃	鈴 木 裕 美 君
〃	平 川 昌 昭 君	〃	本 多 耕 平 君
〃	菊 地 誠 道 君		

○欠席委員（0名）

○その他の出席者

議 長 館 田 賢 治 君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町 長	池 田 裕 二 君
副 町 長	森 山 豊 君
総務課長補佐	齊 藤 正 行 君
企画財政課長	高 橋 則 義 君
企画財政課参事	常 陸 勝 敏 君
税 務 課 長	武 山 正 浩 君
管 理 課 長	中 村 義 人 君

農 林 課 長	牛 崎 康 人 君
住 民 課 長	松 本 修 君
保 健 福 祉 課 長	佐 藤 吉 彦 君
建 設 課 長	狩 野 克 則 君
水 道 課 長	細 川 充 洋 君
育 成 牧 場 長	類 瀬 光 信 君
病 院 事 務 長	山 澤 正 宏 君
や す ら ぎ 園 長	春 日 智 子 君
農 委 事 務 局 長	村 山 裕 次 君
教 育 長	島 田 哲 男 君
教 委 管 理 課 長	穂 刈 武 人 君
指 導 室 長	佐々木 豊 君
社 会 教 育 課 長	伊 藤 正 明 君
監 査 委 員	田 中 俊 彦 君
監 査 委 員	川 村 多 美 男 君
監 査 事 務 局 長	佐 藤 弘 幸 君
会 計 管 理 者	
兼 出 納 室 長	飯 島 猛 美 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	佐 藤 弘 幸 君
事 務 局 次 長	中 島 吾 朗 君

(委員長 黒沼俊幸君委員長席に着く)

◎開議の宣告

○委員長（黒沼俊幸君） 昨日に引き続き平成27年度標茶町各会計決算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員11名、欠席なしであります。

(午前 9時58分開議)

◎認定第1号ないし認定第7号

○委員長（黒沼俊幸君） 本委員会に付託を受けました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号を一括議題といたします。

農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 昨日の本多委員との質疑応答の中で、疑義として残っておりました国営分担金の滞納繰り越しの発生している地区数であります。前回のやりとりを議事録で確認しましたところ、私、4地区というふうにご答えておりました。改めて精査したところ、昨日申し上げたとおり6地区が正しい地区数でありますので、おわび申し上げます。

○委員長（黒沼俊幸君） 初めに、認定第2号、国民健康保険事業事業勘定特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で認定第2号を終わります。

次に、認定第3号、下水道事業特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、以上で認定第3号を終わります。

次に、認定第4号、介護保険事業特別会計決算、保険事業勘定、歳出各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見委員。

○委員(深見 迪君) 126ページです。

一番上のほうに20節で扶助費というのがあるのですが、以前は違う名前だったのですが、法律が変わって家族介護慰労金という形で、これが支給されています。

1つは、この対象になるのは介護度がどれ以上かということと、それから誰がどのように、この家族介護慰労金は申し入れ制なのか、それとも役場のほうで該当しますよというふうに声をかけているのか、それをまずちょっと質問したいと思います。

○委員長(黒沼俊幸君) 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長(佐藤吉彦君) お答えします。

ただいま委員からありました部分については、家族介護慰労金という形で、町の規則で規定しておりまして、対象につきましては、町内に在住し、在宅で介護認定を受けている方で、要介護4または要介護5と認定を受けている方で、介護のサービスを受けていない方が申請できるというふうになっております。申請につきましては、本人からの申請書により手続をしているところでございます。

○委員長(黒沼俊幸君) 深見委員。

○委員(深見 迪君) 今、対象となる条件の一部だと思うのですが、言ったと思うのですが、いや、本当は全部言ってほしいのですが、例えば、介護保険サービスを利用していないのだけでも、市町村によっては、ショートステイなんか1週間以内だったらいよいよとか、そういう条件の幅がありますよね。この条件について、もう一度ちょっと説明してほしいのですが。

○委員長(黒沼俊幸君) 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長(佐藤吉彦君) 失礼いたしました。

要件につきましては3点ほどありまして、先ほど言いました介護4、介護5の認定を受けている方で、さらに住民税の非課税の者という形になっております。さらに、今、議員

からあった形での、短期の入所生活介護の利用を行っていない者というもの、それからもう一つございまして、継続して3カ月以上入院していない場合が条件という、この3つが全てクリアされた場合に該当するというふうになっております。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） もう一つ今のところで伺いたいのですが、26年度は支出済み額として18万、これは予算ではたしか36万円、今年度も36万円計上されているのですが、ちょっといろいろ調べてみたら、他の市町村と比べて少し多目だなと、優しいなというふうに思っているのですが、これは何人分なのか。

それから、財源なのですか、これは町独自、単費でなくて、国や道あたりから出ている財源なのか、その2つですね。

○委員長（黒沼俊幸君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えいたします。

この制度につきましては、介護保険制度の中の地域支援事業の中のメニューにございまして、それで町が規則を制定して支給するという形になっています。ですから、財源につきましては、保険制度の中の町の持ち分であります12.5%が町の直接出している財源というふうになっております。

それから、内容ですが、1件につき18万円を金額としています。1年分まとめて1回支給するという形に、年度末に1年間そういう条件がなかった場合に申請をするという形になっております。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、保険事業勘定、歳入各款一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、介護サービス事業勘定、歳出各款一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、介護サービス事業勘定、歳入各款一括して質疑を許

します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、以上で認定第4号を終わります。

次に、認定第5号、後期高齢者医療特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見委員。

○委員(深見 迪君) 金額ともかわりあるのですけれども、事務報告書の中で、いわゆる75歳未満の後期高齢者の人たちのことなのですけれども、数字が載っていますね、何人というのがね。これは、こういう人たちが、例えば障害を持っている方が、75歳未満であっても後期高齢者に入れるというふうになっているのですけれども、その条件が1つと、それから、介護保険を、75歳未満であっても後期高齢者の保険を使ったほうが有利なのかどうなのかという、その辺の説明をちょっといただきたいなと思うのですが。

(何事か言う声あり)

○委員(深見 迪君) 飛ばしますか。

○委員長(黒沼俊幸君) 休憩します。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時12分

○委員長(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、歳入各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で認定第5号を終わります。

以上で、認定第1号から認定第5号までの決算書及び歳入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書の内容質疑を終わります。

次に、認定第6号、標茶町病院事業会計決算、決算附属書類について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

深見委員。

○委員（深見 迪君） ごめんなさい。病院ですよ。病院の消費税の関係なのですが、幾つか年度ごとに調べてみたのですが、非常に高くなっているのですけれども、1つだけ質問しておきたいのですが、3ページの医業外費用の（4）の雑損失・・・

（「何事かいう声あり」）

（「附属書類」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） 今は附属書類の場所だけです。

○委員（深見 迪君） どういうこと。

○委員長（黒沼俊幸君） いいですか。

（「7ページです」の声あり）

○委員（深見 迪君） そうか、わかりました。後で聞きます。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、財務諸表について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見委員。

○委員（深見 迪君） 同じことなのですが、3ページの雑損失、いわゆる消費税のことなのですが、これは患者さんが支払う消費税というのも出てきますよね。これはどういふふうここに反映されているのか、ちょっと数字も含めて伺っておきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 病院事務長・山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君） お答えいたします。

病院の収入として、仮受消費税という形で受けております。

それで、資料的には決算書の1ページ、こちらのほうの収入の項目の中の備考欄に、仮受消費税及び仮受地方消費税ということで、27年度収入額472万1,548円と決算させていただいています。こちらのほうの内容でございますが、皆さんが町立病院を利用させていただいて、健康診断をしていただいておりますが、町内の事業所、私たち職員もそうですが、そういった健康診断に対する消費税、あと、入院された患者さんには特別室をご利用いた

だいた場合には特別室料に対する消費税がこの中に含まれております。あと、入院された場合の食事代、病院の病衣、あと、いろいろな診断書料、文書料、そういったものが主なこちらのほうの消費税という形でいただいているところでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、決算報告書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で認定第6号を終わります。

続いて、認定第7号、標茶町上水道事業会計決算、決算附属書類について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、財務諸表について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、決算報告書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で認定第7号を終わります。

次に、標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） 1ページの一番下から2行目、協定農用地面積、それから交付金の関係でお伺いしたいと思います。

26年度に比べて、ここで1,900ヘクタール、そして金額で2,800万円ほど、減額と申しますか、減っているわけなのですけれども、この要因と申しますか、原因等について、ご説明願えればと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

これまでの議会議論の中でも触れられた部分でもありますけれども、27年度から新たな

対策期に入ったということで、若干、基準の見直しといたしますか、対象の用地の捉え方について、後々、会計検査等で指摘を受けることのないように厳しく取り扱ってきたということがありまして、相続等が完了していない、権限のはっきりしない土地については除いていきたいと思いますということで、まず除かれている分があります。

また、牧野組合についても協定対象の用地に入っているのですが、牧野組合、総じて面積が縮小しております。中には、構成員の数が少なくなって、適正に管理できる範囲というものを絞り込んで、1カ所で100ヘクタール、200ヘクタールというような単位で除外したところもあります。

それから、そのほかには、期の切りかわりということで、たまたま経営中止のタイミングと重なって、対象農地の確定段階で賃貸借等の契約が完了せずに、はっきりしなかったということで除かれていたということも、合計すると200町ぐらい出てきております。

それから、中には、それぞれの事情があって、耕作管理をしているものの中山間の対象には入らないという方も、そう多くはありませんけれどもいらっしゃいますし、また、中山間事業が始まってから同じような傾向にはあるのですが、先ほど申し上げたように、後々の指摘を受けることのないようにということで、管理の手の行き届きづらいところについては対象から外すという動きが、少しずつふえてきているのかなというようなところがあります。

委員ご指摘の千幾らという面積について、1筆1筆確認するのは難しいということで、以前の議論の中では明言できなかったのですが、状況については今も同じなのですが、大体、農林課として分析しているのは、以上のような要因で面積が減少しているというふうに見ているところであります。

○委員長（黒沼俊幸君） 渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） 次に、2ページ、標茶町育成牧場の部分であります。

この中に「粗飼料の長期保存技術を高め」という項目がありまして、26年度で食品残渣飼料の試験給与という項目がありました。今年度においては、その記述がないわけなのですが、26年度から27年度にかけての具体的な内容等について、ご説明願いたいというぐあいだと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） 26年度から給与を行っている食品残渣飼料についてのお尋ねということであります。

27年度について、ここに改めて記載しておりませんのは、継続して食品残渣飼料を活用しているということで、改めて記述しておりません。27年度も、それから現状でも給与し

ているわけですが、具体的には、ウイスキーの製造の原料となるコーンの搾りかす、メイズかすという種類のものですが、それと、缶コーヒーを製造する過程で出てくるコーヒー豆の搾りかす、こういったものを合わせて1日1頭当たり1キロ程度を、濃厚飼料に置きかえて給与しているという、そういう実態であります。

配合飼料、濃厚飼料に対する給与の比率は、年間の使用量で考えますと、濃厚飼料1,000トンに対して食品残渣飼料を600トン、こういったぐらいの割合で安定的に給与していきたいというふうに考えています。

○委員長（黒沼俊幸君） 渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） ページ数で言いますと5ページです。健康づくり運動指導員の項目であります。

高齢者の介護予防の取り組み等で健康づくりに努めたということではありますが、実際の健康づくり指導員が現場に出向いて指導に当たっている人数等について、具体的な数字を、指導員総数は以前の質問の中でも二十六、七人という報告がありましたが、この中で実際に現場に出向いて指導に当たられている人数等について、それから今日までのその中の成果について、お知らせ願いたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、指導員に委嘱しておりますのが26名、そのうち実働活動しております人数が20名であります。この理由としましては、指導員の中にも日中のお仕事をされている方等おられて、なかなか日中の活動が多いものですから、そちらのほうに出向くことができないという実態もありまして、現在のところ20名は指導活動に当たっております。

平成27年度の指導実績を含めてご説明いたしますが、事務報告書にもありますが、数字の合計で257回の指導に当たりまして、対象が2,573名というふうになっております。

以上です。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

熊谷委員。

○委員（熊谷善行君） 2ページの一番下のところの観光振興についてお聞きします。

最近、首都圏、それから札幌でも随分、観光物産とか観光物産PRをやっておられると思うのですが、27年で首都圏で何カ所、道内はオータムフェストも含めてどれぐらいやられたのか、それに対する成果等がありましたら教えてください。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） ちょっと資料が。記憶力で答えさせていただきたいと思

いますけれども、東京のほうにつきましては、23区の連携事業、釧路管内広域の連携で東京の荒川区のほうで行っています。それから、札幌圏では、サッポロビールの「道産子感謝Day」というのが6月に1回、それから9月にオータムフェストの大通公園で行っているやつが1回、それから去年はちょっと特殊事情で、大地みらい信金の札幌駅前店の出店に絡みまして、「チ・カ・ホ」ということで札幌駅前の地下街のところで1回の計3回、開催していると記憶しております。

○委員長（黒沼俊幸君） 熊谷委員。

○委員（熊谷善行君） 首都圏で何回ですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） お答えします。

首都圏につきましては、東京23区の連携で1回です。

○委員長（黒沼俊幸君） 熊谷委員。

○委員（熊谷善行君） 首都圏の今、回数をお聞きしました。それから札幌も3回。それらで何か特別に成果として得られたものがあつたら教えてください。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 失礼いたしました。

当然、標茶の観光物産品のPRも行っておりますし、東京23区につきましては、特に北海道町村会と東京23区・特別区長会の連携のもとで昨年からは地方創生に絡めて開催しておりますが、特に東京首都圏のほうでは釧路地域そのもののネーミングもまだ知らなかったというような状態で、名前を知ってもらうということでは効果が上がっておりますし、今後、ことしも既に先週ですか、2回目のイベントに参加しております。

それで、今後につきましては、地方創生絡みで、教育旅行ということで首都圏の高校生の修学旅行の受け入れ等、また、映像のほうの制作も今進めておりますので、そういったもので、標茶のみならず釧路圏域の観光PRにつながるものというふうに認識しております。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木裕美君） 2ページの労働対策についてということで、後段、「職病業予防対策等を講じ」というふうに成果として挙がっておりますが、職業病の予防対策として、具体的にどのような取り組みをされたのか、まず伺いたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 23ページですね。

(「23。51ページの予算、2ページ」の声あり)

○企画財政課長(高橋則義君) 主要な決算の施策の成果のほうの23ページに、項目で職業病対策ということで決算額6万円、「民間林業労働者を対象に、振動障害の早期発見を促すために検診費の助成を行った」という……

(何事か言う声あり)

○企画財政課長(高橋則義君) 失礼しました。

(何事か言う声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長(高橋則義君) 失礼いたしました。

冬季雇用対策の関係につきましては……

(「いいんだ」の声あり)

(「職業病」の声あり)

(「今ので」の声あり)

(「今のでいい」の声あり)

(「いいの」の声あり)

(「職業病対策で具体的に何をやったのか」の声あり)

(「委員長、今のでいいのです」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) 今ので。ちょっと聞くけど、最初の答弁でいいということか。

○委員(鈴木裕美君) ええ、それでいいのです。

○委員長(黒沼俊幸君) はい、わかりました。

鈴木委員。

○委員(鈴木裕美君) ごめんなさい。23ページに具体的なこと書かれていましたが、以前は振動病にこれは限って職病業という理解で、過去はずっと振動病対策ということで予算化されてきていたというふうに思うのですが、27年度においても、ここに書かれておりますが、それから視察に行ったとか、いろいろな取り組みがされたというふうに思いますが、27年度、新たに職病業における認定患者が発生しているというふうに理解しているのですが、それは町として押さえていないのですか。

○委員長(黒沼俊幸君) 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長(高橋則義君) ただいま資料ございませんので、確認させて、後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

○委員長(黒沼俊幸君) ほかにご質疑ございませんか。

深見委員。

○委員（深見 迪君） 5ページなのですが、廃棄物処理の記述があります。かなりよくいっているというような評価を成果として挙げられているのですが、何か、この廃棄物処理の分別収集をやっているわけですが、その過程で問題点とかトラブルとか課題とかというのはなかったのでしょうか。

○委員長（黒沼俊幸君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） お答えいたします。

トラブル、問題等は、特にお聞きしておりませんが、課題としましては、平成7年度から段ボール、それから黒いビニール袋等でも回収を可としておりますけれども、それにつきましては、中身がなかなか確認できないということで、これにつきましては、平成30年度に向けて施設も新しくなることから、そういう分別の方法の見直し等の中で検討してまいりたいと考えております。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） 2つ目ですが、7ページ、教職員の多忙化について「一定の効果が現れています」という記述があります。具体的に、どのような効果があらわれているのか伺いたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 教委管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

教職員の多忙化の取り組みにつきましては、道教委が平成21年8月に策定いたしました「教育職員の時間外勤務等の縮減に向けた取組方策」に基づきまして、これは年間を通して全道の小中学校でそれぞれ学校現場の勤務実態に応じまして取り組んでおりますけれども、本町におきましても同様な取り組みを行っているところであります。

委員お尋ねのこの取り組みの一定の効果というところでは、これは一つの町内の小学校の取り組み例、実践例になりますけれども、会議の効率化ということで、これは業務改善の一つになるわけでありまして、具体的に言いますと、定例の職員会議や校内委員会、そういった会議の、これまでは勤務時間内で終わっていなかったという課題もありますし、あと会議の資料やそういった印刷の作成に時間がかかってきたと。また、朝の職員の打ち合わせ会議なんかも予定時刻を超えてくる、そういった課題があったということで、まず改善点として、諸会議の見通しを持たせて効率化を行うとか、会議の準備時間や引き継ぎの資料整理の時間を減らすことということで、取り組みを実践してきたというところで、まず具体的な取り組みといたしましては、職員会議を3カ月に1度にするとか、時間のかかる内容については長期の休業中に行うとか、あと協議が必要なものと報告のみでよいものに分けて、協議が必要なものから始めていくということで、予定時刻で会議を終了

させる、そういった取り組みを行ってきた、その結果、職員会議の回数が減ったということで、学年の打ち合わせの会議が持てるようになったとか、会議の時間が短くなったということで、それぞれおのおのの仕事をする時間が生まれてきたというような効果が出てきていると。結果的にこれが、それぞれ職員の皆さんが時間に余裕を持って業務をこなしていけるというような形で、結果的に時間外縮減の方向につながっているという報告を受けているところでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） 11ページなのですが、住居表示事業で町内の案内板が新しくなりましたね。私もずっと見えなくて気になっていたのですが、ことしになって突如として新しくなったのでよかったなと思っているのですが、まだ残っているところ、これから整備を予定しているところなんかありますかでしょうか。

○委員長（黒沼俊幸君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

住居表示案内板につきましては、本年度、桜町地区の6基を交換といたしますか、板面の表示を新しくしております。済みません、それはことしでした。

去年につきましては、常盤町地区の6基について板面を新しくしてございます。今後につきましても、状況を見ながら、現状に合った見やすい表示のほうに変えていきたいと考えております。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

松下委員。

○委員（松下哲也君） 12ページですけれども、バイオマス産業都市構想策定委託・申請支援業務、その中で「平成28年度におけるバイオマス産業都市の認定を受けるために、構想案を策定した」と。そういうことで、現実にことしの10月、道内で4町村が認定を受けたというようになっておりますけれども、その構想案ということについては、どのようなあれを出したのか、ちょっとお知らせいただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） ちょっと休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時45分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご質疑ございませんか。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 先ほどは、失礼いたしました。職業病の関係ですが、民間林業労働者の白ろう病検診費の助成ということで、人の入り繰りは、事業所が5事業所あります、5つの事業所。それぞれ事業所の申請により、対象者の把握になっておりますが、26年と27年を比べると、減った事業所もありますし、ふえた事業所もあります。ちょっと担当がいなかったのですけれども、多分、標茶町内ではなくて、町外から標茶に転入してきて林業従事した時に、そういう症状の方がこの申請をする可能性もあるということで、新規なのかどうかというのは、ちょっとこの段階では個人の情報もありますのでお答えできないので、それぞれ年度ごとで出入りはあるということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書についての内容質疑を終わります。

次に、財産に関する調書及び基金の運用状況について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で財産に関する調書及び基金の運用状況について内容質疑を終わります。

次に、一般会計継続費精算報告書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で一般会計継続費精算報告書について内容質疑を終わります。

次に、標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について内容質疑を終わります。

以上で、認定7案の内容質疑を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時04分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

続いて、認定7案一括して総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

熊谷委員。

○委員（熊谷善行君）（発言席） 私のほうから、きのうもちょっと質問させていただきましたが、寄附金の関係で、昨日、寄附金の中身のふるさと納税に関する部分で、32万5,000円、10件のふるさと納税があったということで、これに対して返礼等をどのようにされたのかが1つと、さきの3月の定例会で町長に質問した際に、前段、ふるさと納税の町長の考え方は十分聞いていますので、その際に、郷土館等の建物の維持補修等に必要なる事業として提示してふるさと納税を、募集すると言ったら変ですけども、それに対して返礼品を検討しているという答弁をいただいています。それに関して、特に、多分、集治監の部分だと思うのですが、それらをどのようにアップというか周知して、どのような形で募集していくのか、そういうことについてのスケジュールと考え等がありましたら、教えていただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

まず、1点目のふるさと納税に対して返礼品を出しているかという部分については、現段階では行っておりません。

それから、3月、町長答弁の中にありました今後の展開という部分になりますけれども、これにつきましては、これまで内部で協議をし、制度設計等の議論を進めているところでございます。また、道内にあります郷土史の研究の団体または企業等も含めまして、さまざまな情報を集めるとともに、今後の応援の可能性という部分についても、確認をしてきているところであります。できれば、この部分につきましては、郷土館の事業等もありますけれども、新年度に向けて実施できるよう最大限の努力をしていきたいというふうには思っているところであります。制度設計ができた段階で、そのPR方法等についても十分行っていきたい。また、その中であっては、町内の商業団体等との議論も、当然しなければならぬ部分だと思いますので、それらも並行して進めてまいりたいと考えているところでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

櫻井委員。

○委員（櫻井一隆君）（発言席） 私は、憩の家かや沼について、町長にお聞きしたいと思えます。

まず、この憩の家かや沼は、出資金総額3,000万円というふうに聞いておりますが、当町としても、千五百数十万円出しておられるように確認しました。町長にお聞きしたいのは、27年度決算書を見られたと思うのですが、町長の見解として、それをどのように受け取られたのか、受けとめて見られたのかお聞きしたいと、このように思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

この場では大株主という部分の立場になりますが、平成27年度の決算でありますけれども、かなり厳しい状況下にあったと思えます。その中には、さきにもご説明いたしましたけれども、休館に基づく非常に大きな影響が予想以上にあったという部分、それから、冬期間の入り込みの部分もあったと思えますけれども、かなり厳しい状況だというふうに思っているところであります。これらについて、今後やっぱり改善を図っていかなければならないというような認識でございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 櫻井委員。

○委員（櫻井一隆君） 申しわけないのですがけれども、私、副町長にお聞きしたのではなくて、町長に聞いたのです。町長に私は聞いたと、そのように発言したつもりですが、委員長、違いましたでしょうか。

○委員長（黒沼俊幸君） 町長、答弁できますか。

では、休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時10分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

櫻井委員。

○委員（櫻井一隆君） 今、副町長のほうからご答弁がありました。かなり厳しい状況というお話ですが、厳しい状況というのは口では言いやすいのですが、この厳しい状況を今後どのようにするのか、ここらは28年度予算になるのか、ちょっと僕1年生でよくわからないので、そこまで踏み込んでいいのかわからないので、もし可能だとすれば、28年度に

向けて、どのような対策を27年度に考えていたのか、ここらもお聞きしたいなど、具体的な形でどのように考えていたのか、可能だったらお答えください。

○委員長（黒沼俊幸君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

観光開発公社のほうからの報告という形になりますけれども、それにつきましては、一つのやっぱり大きな要因というのは、調理師さんの不足という部分がありまして、それがありますと非常に、宴会またはレストラン、そして宿泊も含めまして受け入れの限界があるという部分がありまして、それらもかなり大きな影響があったというふうには思っております。それにつきましては人材の募集を含めまして行ってきたのですが、なかなかこれについては見つからないというのが実態でございました。その中であっては、最近ちょっと人材が確保できそうな形になっておりますので、それらも含めて進めてまいりたいなどというふうに思っているところでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 櫻井委員。

○委員（櫻井一隆君） 今、調理師さんというのですか、厨房のほうの人も確保のめどが立ったというお話だったので、今後に期待したいと思って、私の質問はこれにて終わらせていただきます。以上です。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊定之君）（発言席） 先ほども健康づくり運動指導員のことでも若干質問いたしました。それで、私は、この健康づくり運動指導員の養成という部分で、今後、それぞれの公民館エリア等で、こういう教育委員会と保健福祉課で連携を持ちながら、地域での健康づくり、転倒予防教室などが開催されていくというぐあいに思っています。

以前、平成16年ごろ、教育大学との連携で、非常に充実した身のある養成講座が行われました。そういう点で、実際、健康づくり指導員の皆さんの集まりの中でも、その当時の講習を受けた指導員の皆さんから、あのような充実した講座をとという声もあるようですけれども、そういう意味で、今後の養成講座についてのもし考え方がありましたら、お知らせください。

○委員長（黒沼俊幸君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

ことし3月の定例会の総括で、委員、同様に、指導員の今後の養成についてどうなのだというご質問に対して、平成29年度に養成講習会を実施に向けて取り組みたいという答弁をしております。

健康づくり運動指導員の会議、これまで何度かありまして、29年度に向けての養成を進めたいということで、協議もしております。その中で、委員が先ほどおっしゃった、平成16年度に受講された指導員が、ほとんど26名の中に残っております。それらの皆さんからどういう講習内容にすれば効果的なのかということでご意見をいただいた中では、やはり16年度の講習内容が非常に充実した中身で、受けた自分たちもそれを糧に今現在も活動していると、そんなご意見もありました。

平成26年度に養成講座を開催したときも、実は、当時の釧教大の小沢先生等の名前が出て、もし可能であれば講師としてどうなのかというご意見もありました。そんな中で、そのときに議論したのは、16年度に受けた現指導員が、これまで10年以上実践で蓄積した指導技術や知識、そういったものを何とか自分たちの力で、これからは町内の養成講座に向けて使えないのだろうかということも実は挙がっていきまして、26年度には現健康づくり指導員、それから体育系のアドバイザー、それから理学療法士、保健師、栄養士、そういったメンバーの中で実施いたしました。平成29年度につきましても、軸はここに置きながら、そういった外部の講師も可能であれば組み込んで企画をしていければなというふうに考えておりますので、ご理解ください。

○委員長（黒沼俊幸君） 渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） 今、外部の講師というお答えがありました。実際、現場で、健康づくり運動指導に携わっている指導員の皆さんの中の声でありますけれども、今、非常に、今と申しますか、この地域特有の、農家の主婦、女性の方々の腰痛とか膝、そういう関節的な疾患と申しますか、そういう症状で悩まれている方が非常に多いということが現実であります。そういう意味では、そういうことも含めた専門的な方のお話と申しますか、講義も受けながら、長い目で、地域の中でそういう運動を通じて健康づくりに役立つということも考慮しながら、対応していただきたいなというぐあいに思います。

そこで、健康づくりと教育委員会と保健福祉の連携という点で、今現在、ことしは虹別地区が連携事業の一つとして取り組まれています。その中で、引きこもりがちな人も対象にということで、交通の便を考慮した対応がされているというぐあいに思うのですけれども、この対応について、来年の3月いっぱいでの事業が終了だというぐあいに理解しているのですけれども、その後、この事業に通った皆さんが、こういう交通の便の配慮も引き続きしていただきたいという要望があった場合に、これに応えることが、保健福祉課、教育委員会等含めて対応できるのでしょうか。お聞かせいただきたいと申します。

○委員長（黒沼俊幸君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

現在、委員のほうからあった事業につきましては、保健福祉課と保健体育、それから健康づくり運動指導員を中心としながら、それぞれの地区で、地区の持ち回りという形で転倒予防教室を開催しています。

今年度につきましては、今現在、虹別、弥栄地区が該当地区で、その事業を開催しているところですが、事業は1年間ですので、基本的には、その事業が終わった後には、それに参加した皆さんにOB会みたいな形で、貯筋くらぶというような名称を使っているのですが、その組織を、その以降については自主的な運営をしていただくという形でやってきております。

27年度につきましては、実は阿歴内地区で開催しております、28年度、地区の自主的な取り組みということで、貯筋くらぶが自主的な運営という形でスタートしています。

ただ、その中でも、交通の不便な方の足の確保ということも、実はテーマとしては出されていたのですが、現在、阿歴内地区につきましては、自主的な活動という形で、町からの交通手段の支援は行わないで、現在やってきていただいているところです。当然、虹別、弥栄地区についても同じような要望は出るのかなというふうに考えていますが、当面は、地域の自主的な運営をお願いをしたいということです。

ただ、今後の介護保険総体の事業の中では、新しい総合事業という事業メニューができていますので、その中で何とか地区の要望に応えながら、そういう交通手段の確保も含めて、高齢者が、自宅に引きこもりがちな高齢者も含めて出てくるような体制、それから交通手段のない方でもそういう事業に参加できるような体制が組めないか検討をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（黒沼俊幸君） 渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） この問題については、終わりたいと思います。

次に、先ほども質問いたしました育成牧場の飼料の件であります。

先ほど、私は、今の育成牧場で飼養管理されている牛の頭数等々につきまして、もうマックスの状態だということを場長並びに関係者の方からお聞きしているわけでありましてけれども、そういう立場から、いろんな餌、粗飼料にかわる餌をどう確保していくかというところから、先ほど説明いただきました食品残渣飼料の試験給与等に取り組まれているのだというぐあいに思います。そういう意味で、ことしの春先、JAでは、ことしの牧草の収穫状況、ロールが足りないと思われる方、余るとされる方のアンケート調査を実施して、生産者の粗飼料の状況を判断しているのだというぐあいに思います。そういう中で、ことしのこの天候状況からして、非常にそういう粗飼料の確保について、大規模牧場、育成牧場としてはどのように考えているのか、対応しようとしているのか、お聞かせください。

い。

○委員長（黒沼俊幸君） 育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） まず、標茶町育成牧場で管理している牛の頭数と飼料の関係ということから、委員のほうで食品残渣の飼料を例えば使用しているというような認識をされているようでありますけれども、食品残渣飼料を活用している目的というのは、粗飼料全体の不足分をそれで補うという目的では実はございません。

大きいのは、為替の相場であるとか、それから濃厚飼料の原料の主産地の作況を大きく左右する、世界規模の、地球規模の気象に左右されたくないとか、左右されない部分を持ちたいということが中心です。もちろん栄養価についても確保されていなければいけないわけですが、そう意味で、食品残渣とは言いながら穀物ですね、豆類、それからコーン、そういったものを厳選して食品残渣飼料として利用しています。要するに、安定的に国内で利用されたもの、生産地は違うかもしれませんが、主に国内で利用された人間に食べさせるものの残りを、できれば道内で調達して、価格的にも安定的に調達したいということが、まず第1です。

2点目は栄養価のことになるのですが、先ほど説明した、ウイスキー製造過程で出てくるコーンの搾りかすというのは、そのまま現物を与えているわけではなくて、乳酸発酵させたものを使用しています。ですから、単純に平均的な数値ですが、CP32、TDNで81とかという一般的な哺育牛に与えるスターターくらいのエネルギーを持っているものになります。では、それに対してコーヒークラスを与えている理由というのは、コーヒークラス自体はCP16、TDN30ぐらいのもので、2番草よりも栄養価は低いのですが、要は、これも乳酸発酵させて、サイレージを初めとする餌に含まれている乳酸菌が、牛の腸内細菌叢、いわゆる腸内フローラを活性化するためのプロバイオティクスとして使用する、要は乳酸菌の餌になるものとして入れているわけです。そういったところを、まずご理解いただかなければならないかなと思います。食品残渣については、そういう大きな2点の理由で利用させていただいています。

あと、もう一つ、例えば生産者団体では、個々の酪農家の粗飼料の保有状況であるとか、そういったことを調査して、調整しているというふうに、今、委員おっしゃっておられました。育成牧場でも、同様のことはしております。そして、1番草しか利用しない、2番草は利用しないのだという牧場利用者あるいは牧場周辺の農家の方が、どのぐらいの面積それぞれがあるのかということも事前に調査して、そういったことで、2番草を中心に牧場のほうにそれを融通していただくということでの調整を毎年行っています。ただ、ことのように、それぞれの農家の作況もよろしくなくて、1番草が終わった時点でいろいろ打ち

合わせをさせていただくのですけれども、幸いなことに、萩野地域を中心になるべく育成牧場に草を回そうという、そういったことがあって、今年度に関しては例年よりも実は粗飼料の確保は進んでおります。100%にはもちろんならないのですけれども、一部購入は今後必要にはなるのですけれども、余りとりたてて心配することのない量が確保できていて、これは利用者の皆さん、それから地域の皆さんの本当にご理解によるものだということ、感謝申し上げなければならないと思っています。牧場の餌に関しては、一応そういう状況です。

○委員長（黒沼俊幸君） 渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） 食品残渣飼料についての認識という点では、私の認識にはちょっと、場長のほうがはるかに考えておられるなど。そういう意味で、この状況で、全て農家から預からなければならぬ牛を全部この育成牧場で対応しているというように僕は今思えてならないのですけれども、そういう意味では、生産者の団体である農協そのものも、こういう状況であるということを理解してもらいながら、任せきりではいけないのではないかなというぐあいに感じているところであります。

以上、質問を終わります。

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午後0時57分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、認定7案一括して総括質疑を許します。

本多委員。

○委員（本多耕平君）（発言席） それでは、私のほうから、きのうの内容質疑とちょっと重複いたしますけれども、何点か各部へ質問したいと思います。

まず、きのうも質疑をいたしましたけれども、農業分担金のことで再度お聞きをしたいと思います。

まず、今年度の収入の中で、26年度の未済より、幾ら金額にして今年度は入ったのか、さらに1点です。

次に、26年度の未済者件数より、何件が今回27年度に収入があったのか、その件数をお知らせ願いたいと思います。

また、その中で、27年度未済の方々で完納された方々はあるのか、いないのか。きのう

もお聞きいたしましたけれども、さらに27年度の未済者件数は幾らかということ、まずそこからお聞きをしたいと思いますが。

繰り返しますか、もう一度。

まず、1点目は、26年度の未済額から幾ら金額が27年度に入ったのか。

もう一点は、その未済者件数、何件の方々から27年度に入ったのか、その件数であります。

さらに、その27年度で、今までの未済の方々で完納された方々はあるのか、いないのか。もしないとなれば、最終的に、きのうもちょっとお聞きいたしましたけれども、27年度の未済者総件数は幾らになるのか教えてください。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

まず、農業費分担金、調定額の内訳として、国営事業の分担金の滞納繰越分、それから道営事業の現年分、道営事業の滞納繰越分、この3つが合算されております。今の委員のお尋ねからすると、国営分担金滞納繰越分についての収入金額件数についてお尋ねだと思いますけれども、前段、まず道営事業のほうから申し上げますと、道営事業につきましては調定額が2,209万4,864円で、1件未納がございまして、こちらが7万5,064円でございますが、こちらについては、納期限間近に担当のほうから電話で確認をした際に、出先におりまして期日までに間に合わないということが伝えられました。出納閉鎖期間後には収入になっておりまして、今現在は、この方については、この7万5,064円については収入済みとなってございます。それから、道営の滞納繰越分について、26年度中に発生した1件24万9,820円、こちらのほうについては、27年度中に収入をいただいております。

それで、26年度から繰り越した国営事業の分担金につきましては、調定額が2億1,917万8,541円ございました。こちらの27年中の収入金額につきましては、139万4,000円でございます。それで、今申し上げました139万4,000円の納めていただいた人数なのですが、9名の方からの納入でございます。

それから、27年度中の歳入で完納になった方がいらっしゃるかどうかというお尋ねでございますが、こちらについては皆さん分納という形で納めてもらっておりますので、27年度中に滞納が解消されている方については、いらっしゃる状況であります。

それから、27年度を終えてまだ未済の方の人数というふうなお尋ねだったと思いますが、こちらについては、今申し上げたように完納が解消された方がいらっしゃるということで、人数で言うと27年当初と27年最後については変わってございません。総体の人数は47人でございます。

以上です。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） 完納された方がないということですので、ただ、その中で、27年度中に全く納入しなかったという方はいませんか。47名の中で、全く26年度の未済のものを27年度に幾らかでも入れなかったと、振り込まなかったという件数はありますか、47件の中で。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 滞納繰り越しに至っている人数について47名というふうに申し上げておりますけれども、先ほど申し上げた9名の方というのは一部納入された方でありまして、差し引き38名の方については、収入がなかったというふうにご理解いただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） 国営事業であり、道営事業であり、この件については長きにわたっていろいろと懸案のことかと思っておりますけれども、当然納めるべきものを納めないという方々には、何らかの事情、理由があろうかと思うわけですが、その辺は十分、役場のほうで、行政のほうで捉えて、それに対処すべく努力は、どのような方法でなさっていますか。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

これまで行ってきたことを継続しているのですけれども、基本的には、分納誓約をいただいている方には継続して納入を促す、それら以外の方については、納入を促す督促状の発付、それから催告状の発付、そういう手だてで納入を促してきているところでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） 私、前段でお聞きした、要は負担金を払わなければならないという方々が、何らかの理由、事情があろうかという話をしたわけですが、その辺については、十分行政として理解した上で、その分納なりなんなりという催促方法をしているのでしょうか。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

農林課としてのその滞納されている方の状況の調査というものが、100%なものなのかと問われれば、まだ至らないところも多々あろうかと思っております。それで、平成26年度まで

は農家負担金が発生するという状況でありまして、滞納繰越額がふえる可能性がある状況であったのですが、27年度からは受益者負担がない状況になっておりまして、これ以上、滞納繰り越しは基本的にはふえないという構造になっております。以前からもお答えしているとおおり、そのタイミングを待って、滞納処分をさらにしっかりやっていきたいというふうに考えていたところでございます。

昨年も、委員会の中で分担金に対する問いがあったのですが、農業費分担金につきましては、地方税に準じた形で処理をしていかなければならないというふうに位置づけられている債権でございます。税に準じるということで、滞納者の生活状況等を見ながら、持っている資力あるいは担税力、納める能力に従って納めていただけるものは納めていただく、そうでないものについてははしかるべき措置をとっていかなければならない、そういうふうに考えておりまして、それらの調査については、27年度以降、既に28年度にはなっているのですが、これからまたやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） このことについては後ほど町長にも意見を聞きますけれども、長きにわたっての滞納なわけですから、これについては十分受益者等の理解を得るような、特にまた経済団体、JAとしても、これには当然、関与しなければならない問題だと私は思うわけです。どうか、その点については、ああいう事業には、いわゆる受益者、あるいはまたJA、ぜひこの問題については、経済団体との連絡を密にしながら、私は分納処理についても一日も早いやっぱり解決を改めてまたここでお願いをしていきたいと、このように思います。

もう一点、きのうのまた続きになりますけれども、住宅使用の問題であります。きのうもちょっとお話しいたしましたけれども、もう一度確認をいたしたいと思います。

収入済み額の中で、農業分担金と同じ考え方になろうかと思っておりますけれども、今年度の収入済みの中で、26年度の未済額の中から幾ら今年度は納入されているのか。さらに、27年度のいわゆる単年度、現年度の未済額は発生しているのか、いないのか。さらに、未済額は過去の未納の積み上げだと思いますけれども、ここで余り長い間のことは、私、聞きませんけれども、単純に言って、過去3年間ぐらいの単年度の未済額はどのくらいになっているのでしょうか。

○委員長（黒沼俊幸君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

まず1点目の26年分の未済額のその後の収入でございますが、27年度末で68万3,000円

の収入を得ております。この中身につきましては、人数的には11件、11人分ということで、68万3,000円の収入を得ているところであります。

それから、27年度、単年度分の未済額でございますが、31件、282万1,838円ということで、若干、例年よりは90万円ほどふえている状況であります。

そして、過去3年間の部分ということで、平成25年度が186万4,897円、平成26年度、単年度分が189万7,786円の未収金が発生している状況であります。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） 単年度単年度で、かなりの未済が入っているというようなことの中で、ここで町長に、私、お聞きをしたいわけですがけれども、このたびの決算の中でも、監査委員のほうから監査の意見書として、特に結びとして、収入未済額の指摘が昨年度もされておりますし、今年度も、下記のほうで非常に未済額の問題について指摘がなされております。私たちの、住民、標茶町を取り巻く生活環境は非常に厳しいことは、私も十分理解しておりますし、しかしながら、町民一人一人が義務を果たす、まちづくりのためにも、税の滞納、税外収入未済額を1年でも早く解決していかなければならない、その対策、施策は考えておられるのか、どんな方向で、監査委員のこの結びにも応えなければなりませんし、当然、本町の財政のためにも、いろいろな理由があろうとも、どのような方法、施策でもって、この問題を解決していかなければならないのか、もし町長としてのかたい決意が、お考えがあれば、ぜひお聞かせを願いたいと、このように思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答え申し上げます。

今、委員ご指摘のとおり、受益をした分については適正な負担を求めていくというのは非常に重要ですし、公平公正というのが前提にあるというふうに思っています。町といたしましては、税につきましては町税の収納会議、そして、税外の部分につきましては収納対策委員会というものをつくりながら、現状を確認して、そして、すべきことについてはきちんとしていくということで、手落ちのないようにはしているところであります。

実際に、監査のほうからの指摘がございましたけれども、現年分については、かなり効果としてはあらわれてきていると思っておりますし、収入未済額についても、項目によっては、昨年より下回る部分というのも出てきているというふうに思っています。それらについての今後ですけれども、さらに強化をしながら進めていきたいというふうには思っているところであります。

ただ、やはりその生活実態等々も勘案しながら進めてまいりたいと思っておりますけれども、基本は、納めていただくべきものは納めていただく、そのような努力を最大限してまいり

たいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） こんな言い方したら、まことに申しわけないのですけれども、立派なご答弁をいただいたと思っています。非常に抽象的で、より具体策に欠けた、今、私は、お答えであったかなというような気がいたします。ぜひでも、各部署においてでも、その未済額を防ぐ努力はなされているとは思ひます。ぜひ、部署の連携を十分とりながら、特に農業分担金については、先ほど課長にお話ししましたが、JAとの連絡を密にしながら、さらには公住の問題の未済額についても、生活上のいろいろな問題があるかもしれないけれども、やはり生活している場所としての義務というものは、ぜひとも一日も早く回復させるような努力を、さらにいま一度ご検討なさって、一日も早い未済額のゼロを目指していただきたいと、このように思ひます。

続いて、これもまたきのうのあれになりますけれども、もう一点、農林課長にお聞きいたしたいと思ひます。

農業使用料の問題でありますけれども、特にこの問題は、美幌の堆肥舎の問題に限ってお話をしたいと思ひます。

きのうも申しましたけれども、26年度は72万1,000円の未済だということの問題から、今後は、方法として、利用組合員の人数が減ったということでの対処、運営が厳しいということから、いわゆる利用組合と話し合いの中で、償却年数を延ばして、それを固定資産に見合ういわゆる使用料でいきたいという、多分、私のメモでは、そんなお答えを去年いただいたかなと思うわけであります。

その中から、多分、今年度は収入未済がゼロということで、調定額全額が決済されると思うわけですが、お聞きしたいことは、通常、何年の償却を見ていたのか、それを今回、償却年度を延ばすことによって、それ相当の固定資産相当にしたいという使用料だということでありますので、償却年度を何年から何年に延ばしたのか、さらにその償却最終年度は何年になっているのか、お聞きをしたいと思ひます。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

今、委員から償却年数を延ばしてというふうにお話をいただいたのですけれども、使用料算定に当たって償却年数を延ばしたという捉え方では実はなくて、計算の根拠になる数字を違うものに置きかえたということであります。と申しますのは、平成15年に設置をしております、スタート段階で、一番大きな使用料になります堆肥舎を例にとって話しますと、こちら耐用年数17年で見ておりました。17年のこの堆肥舎の税金を計算して、それ

に相当する金額ということでスタートしております。

それで、平成24年に、今、委員ご指摘の72万円ほどの使用料に見直しをしているのですが、それまでは17年の耐用年数の中で、税の性格上だんだん少なくなっていくという使用料だったのですけれども、そうではなくて、17年の中で均等にすることで、年度による金額の差を少なくして、当初の負担を少なくするという措置をとっていたのですけれども、平成24年の見直しで、耐用年数ではなくて、そのときちょっと道のほうとも相談しながら年数を調べたという経過があるのですけれども、補助金で導入した施設ということで、補助金適化法の処分制限期間が26年間ありますという、そういうことがありましたので、考え方として、26年間は使っていかなければならないということであれば、耐用年数17年に縛られるのではなくて、この26年を根拠に、この中で均等な金額にして負担感を少なくすることができるのではないかとということで検討して、地元のほうからも了解を得られて見直しをしているところでもあります。ですから、委員のお尋ねにストレートにお答えするとすると、17年で均等にしていたものを26年の均等に見直して、現在に至っているというところがございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） といいますことは、補助がいわゆる切れるのが何年になりますか、平成15年設置で26年といいますと。計算。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 平成40年度でございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） そのような法でもって、いわゆる受益者、その救済という形になるかもしれませんけれども、そんな形で利用者の負担を軽減していくということについては、ぜひ手段としては続けていただきたいですし、そのような方向で示したということで、私は、ぜひ、それには了とすべきというふうに考えております。

ただ、一昨年でしたか、一部補修をいたしましたよね。そんなこともあります。平成40年となりますと、これからかなりまだ年月がありますし、いわゆる堆肥ということで、建物の劣化が目立つところも多々出てくると思いますけれども、そのような場合の補修整備というのは、どのように考えておられますか。これから先の話になって予想がつかないと言うかもしれませんけれども、そのような、もし補修整備等々のものが出てきた場合は、やっぱり町のほうで補修整備をしていくのか、二、三年前のように。それとも、後は利用組合にお任せしていくのか、どのような基本的な考えでおられるのか。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

ちょっと、実はこれまでアナウンスする機会がなかったものですから申し上げるのですが、実は今、美幌のトラクター利用組合構成員の2戸について、ことしの6月いっぱいまで美幌の堆肥舎については使用しないということで、使用の契約を解除してございます。2戸ともに、個別の堆肥化処理施設を整備して、自前のものでやるのだということで、今現在については使用してございません。

今、委員から、以前の、シャッターなのですけれども、直した経過についてもお話があったのですが、それについては、壊れているということで使いづらいということで、当時、トラクター利用組合のほうから要請を受けて、必要最小限度の補修ということでやったという経過あるのですけれども、もとより処分制限期間内にある補助金で整備した建物ですので、継続して使わなければいけないという、あるいは廃止して補助金を返還するという選択肢もあるのですけれども、当時あるいは今現在は、整備したものを有効活用していこうという考え方でありましたので、そういう意味合いで整備して、現在に至っているところであります。

今後については、壁、屋根の補修等の課題があるのですけれども、今、空き家の状態にありますので、今後の活用方策について、内部協議をしているところでございます。その中で、施設を有効活用していくという方向で決定したときには、できるだけ投資対効果の高い方法で改修等を考えていきたいというふうに考えているところであります。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） 27年度の総括ですから、今、課長がおっしゃった、6月でもって一応中止をしているということですから、今後のことについては、またの機会にお話したいと思います。

実は私、一昨日、あちらのほうを通ったときに、実に何か、全く使っているような様子がないなという気がしたものですから、ちょっと気にはいたしました。ただ、今、課長おっしゃったように、今後の本体の活用については十分内部協議をしているということですので、せっかく補助事業でもって、時代の流れは仕方ないわけですが、このような施設をつくったわけですから、これからの運用、活用については、十分活用する方法として内部で協議いたしながら、できれば地域の利用がさらにできるのであれば、何らかの、決して負の遺産にならないような施策、方策を検討いただいて、来年度の3月にでも方向性ができれば、またそのときに、これの本体の利用、使用についての議論を私はしたいと思います。よろしくお願いいたしたいと思います。

続いて、生活環境の整備ということで、ちょっとお聞きというよりも、私のほうから、

地域の要請もございましたので、お話をしたいと思います。

平成27年度末の標茶町町道は508路線、729キロメートル。町内各地区における維持、補修、管理には、これについては、住民にとっては、生活を支える上で基礎的なものであります。そこで、私は、この1路線の環境整備のことで、2点お伺いをしたいと思います。

まず、第1点は、国道272号線より町道阿歴内3線に入る取りつけ道路でありますけれども、ここの案内看板がないということで、当然、地元の方々もそうですけれども、皆さんご案内のように、あの路線は、あそこから釧路の環状線、湿原道路に抜ける道路なものですから、一般の方々も、かなりあそこは交通量が多いですし、大型も走っていますし、そんなことで、入り口がわからないという方が多くいるわけです。いわゆる国道から3号線に入って行く道路のですね。したがって、あその国道にぜひ、3号線入り口もしくは湿原道路とか、いわゆる案内板を立てていただけないのかなという、実は要望がありました。

ぜひ、これについても1点ご検討願いたいことと、もう一つは、この問題の中で、交通事故は、本町では、ストップ交通事故だとして、安心・安全なまちづくりをするのだというような、いわゆる道路の維持管理、安全問題も出ております。ただ、皆さんご案内のように、先日、実は、あその道道と十字路が、交差点のところ、直接、即死状態の死亡事故ではありませんでしたけれども、その事故がもとで後日亡くなったという交通事故がありました。さらには、また、数年前には、あそこで大きな事故もありました。いわゆる交差点、道道と3線の交わるあの交差点、事故がありました。片方は道道ですから、町道側のほうに一時停止の標識が立っておりますけれども、建設課長ご案内のように、あその旧学校のところからずっと下るところももちろんそうですけれども、お寺のところのあその道路も、272号線のほうから来ると下りに向かっての交差点になります。ということで、地元住民もそうですけれども、あその一旦停止の標識が非常に見にくいのだと。もう少し事前に、早くから、間もなく一旦停止の場所がありますよというような標識を立ててもらえないかと。といいますことは、やはり見にくいということと、なれもありませんけれども、ぜひそういうやっぱり交通、運転手がルールを守るのは当然でありますけれども、事故を未然に防ぐためにも、できればあそこにもう少しわかりやすい標識、早くにわかるような標識をつくってもらえないかというような話が、実は出されました。

したがって、こういう道路の規制標識については警察の管轄かもしれませんが、町の維持管理という面から、その点、地域の要望に応えるためにも、あるいは交通安全、あるいは交通事故を標茶からなくすのだという意味からも、ぜひそのような標識のあり方を検討されてはいかがでしょうか。お考えをお聞きしたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） お答えいたします。

まず、1点目の国道272号線から、町道名は阿歴内3線でございます、そちらに入る際の案内が、国道側でされていないということと、質問の内容でございますが、国道側につける案内標識につきましては、国道の管理者であります開発建設部のほうがつけることとなりますので、地域の要望として、そのような目的地に向かう表示が必要だということを町のほうから要請していきたいというふうに考えております。案内標識につきましてはいろいろルール等ございまして、開発側のほうでも、いろいろ経路ですとか今までの流れで、方向、距離とかそういった部分では、ルールとかがございますので、まずはちょっとその部分の要望について相談して、実現可能かどうか確認していきたいというふうに考えております。

2点目の交差点の件でございますが、この交差点につきましては、委員おっしゃいますとおり、道道と町道が交差いたしまして、優先道路であります道道のほうよりも町道の交通量が多い、また、どちらも走行スピードが速いということで、非常に危険な、交差点としては危険度が高いということで認識しております。昨年度におきましても、この部分につきましては警察と協議いたしまして、町道の車線上に大きく「止まれ」というふうな文字で大きく表示しまして、進入してくる車両につきましては、交差点の一時停止の注意喚起を行う安全対策は行っております。また、見通しの支障になる樹木の伐採、交通安全旗の設置など、安全対策に過去に努めてきた部分ではありますが、その中であいつた事故が起きまして、非常に残念なことであったというふうに感じております。町道管理としましても、さらに、道路利用者の安全・安心な通行に向けた対策というのは責務と考えておりますので、この点につきましては、地域要望ということでありますので、地域の皆様のご意見も頂戴しながら、効率的な対策について検討して実施していきたいというふうに考えております。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） ぜひ、悲しい事故、さらには、本町から交通事故は出さない、死亡事故は出さないという観点からも、今、課長おっしゃったように、あそこの十字路は全く危険な箇所と、私も認識しております。どうかそんな意味では、今、課長おっしゃった意味で、いわゆる関係団体との連絡を密にしながら、ぜひともあそこのところでの事故、さらにはまだまだあろうかと思うのです。町道でのやっぱり事故を防ぐために、特に交差点等との問題については、これから冬道でもあります、どうかその点については留意をした管理をぜひともお願いをしておきたいと、このように思います。

続いて、観光の振興ということで、お聞きをしたいと思います。

施策の中で、本町の自然環境、いかに観光施設の維持管理に努めてきたかということについては、具体的な施策の中で書かれております。本町の観光資源でもある釧路湿原、塘路湖、多和平など、数少ない資源を大事に維持管理することが、私は最も必要と考えております。

次の点について、私も幾度かお話ししておりますけれども、塘路のサルボ展望台の環境整備について、どのように以後図っておられるのか。

もう一点、先日、多和平へ実は行ってまいりました。実に、本町が言っているように、360度地平線が見える雄大な多和平をぜひとも全国の皆さんに見ていただきたいという、そのキャッチフレーズはもちろんそうですし、現場はそのとおりになっております。

しかしながら、あそこの展望台のすぐ下に多和平自然とかという何か大きな木がありましたけれども、そこに、前に、木の柵がずっとあるのですけれども、あの柵がほとんどもう腐っていますね。実に、私もさわってみましたら、もう折れているくいもありますし、横のくいが落ちているのが何カ所もあります。そこはまた、草も刈られておりません。雑草が生えておりました。せっかく来る、多和平に写真を撮るところであのような柵を設けている、これは非常に私、残念な気がしてまいりました。

これの補修、整備についてはどのようになっているのか。さらにまた、環境、この問題に取り巻く係の方々が、多和平なりサルボ展望台のほうに常時行って、その現況を理解しているのか、いないのか、お聞きをしたいと思います。

さらに、育成牧場のところから、綿羊小屋のあるところの、多和平と大きな看板があるのですが、その支柱が、木が腐っていますね。入るときはわからないけれども、出てくるときには、もう木が腐っているのがもろに見えました。

私は、あらを探しに行ったのではなくて、環境を見に行ったのですけれども、まことに残念な状態でありました。この辺の管理はどのようになっておられるのか、まずお聞きをしたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） お答えいたします。

私も、年に何度か担当と塘路方面、それから多和平、虹別のオートキャンプ場、山小屋等、年に数回、見回ってはおります。

初めに、サルボの展望台の関係ですけれども、昨年、迂回路という、道順の案内板を道の振興局と相談の上、設置させていただきましたが、観光客のほうの評判が悪かったものですから、環境省、道のほうと協議した中で、迂回路という言葉をとらせていただいて、

単純に、サルボ展望台案内というふうに表示を変えさせていただきました。それから、台風のとくに、遊歩道というのですか、道筋の倒木等の整理もさせていただいておりますし、サルボの展望台の関係につきましては、道の管理もありますので、相談しながら協議させていただいております。

次に、多和平の関係であります……

○委員長（黒沼俊幸君） 高橋課長、もうちょっと大きい声でお願いします。

○企画財政課長（高橋則義君） 多和平の関係については、観光施設単体で整備するのはなかなか難しい状態にありまして、町の施設全体で、町有施設整備基金という基金の中で、整備計画を組んだ中で整備しておりますので、今後、新年度予算編成もありますので、その中で危険な部分というのを、おっしゃられたとおりもつともだと思いますので、優先度含めた中で緊急に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） 直ちに整備をしていきたいということでもありますけれども、当然、もちろんそうであります。ただ、私が言いたいことは、観光客、常に、毎日のように来ております。私、行ったときには、3人の方が食事をしておられましたけれども、そのすばらしさを求めて来る中で、慌ててするのではなくて、常に巡回をしながら、課長わざわざ、課長が常時巡回するほど、それは、私、結構だと思いますけれども、やはり担当する係の者が私はいらると思うのです、そういう方々を十分、部局の中で、連絡、話し合いをしながら、ぜひとも、見た方々が、来た方々が、何だというようなことのないような、やっぱり注意を常に払っていただきたい、このように思います。

続いて、先ほど渡邊委員からの質問もありましたけれども、育成牧場について、何点かお聞きをしたいと思います。

実は、総務経済委員会でも、今年度、28年度の中で、いわゆる今後の育成牧場のあり方ということで、調査研究をしてまいりました。その中で、委員会としての所見も述べておりますけれども、特にその中で、哺育事業についてお聞きをしたいと思うのです。

哺育事業、現況の体制の中では、600頭というのが哺育事業の体制でありましたけれども、本年度は1,000頭の要望があって、それに対処してきたということで、私ども今年度行ったときにも、施設外にあふれる牛をハッチにというようなことで、職員の方々が子牛ハッチをつくっておられました。

そんなことで、今後、いわゆる大型酪農家が出てくる中で、特にクラスター事業等々でもっての規模拡大が農家では目立っております。その中で、いわゆる労働力の分担という

ことから考えれば、哺育事業というのは、かなり個人的な農家あるいは農場の中では、公のところ、あるいはまた私的な施設がありますけれども、そういうところに頼ってくるという方向性が、今、出てきています。労働力の関係から、哺育事業あるいは育成事業については、育成牧場なりあるいはまた個々の牧場へ委託をしたいという農家がふえてきています。そういう中で、育成牧場としての、育成牛のあれについてはマックスの状態だということ、よく理解しておりますし、十分牧場としての役割を果たしてくれると思うのです。

繰り返しますけれども、前段の話に戻りますけれども、哺育事業について、施設としては、600頭ぐらいのが1,000頭にせざるを得なかったという努力は、私、認めますけれども、今後、哺育事業が、どのように農家の要望に応じていかなければならないのかということ、多分、場長としては理解しておると思いますので、哺育事業についての今後の考え方を短時間で、余り長くない程度で、ちょっと場長のお気持ちを伺いたい。余り時間がないので、よろしく願いいたします。

○委員長（黒沼俊幸君） 育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） 委員おっしゃるとおり、酪農を取り巻く情勢を勘案すれば、町内における哺育牛の受け入れ枠を拡大することは、牧場としてということではなくて標茶町として、役場ということではなくて産業界全体として、喫緊の課題であるというふうには考えています。

ただ、それを現在の標茶町育成牧場の施設あるいは場所で、増頭さらには恒久的な施設の増設をするということは、育成事業全体への影響まで考えますと困難であると、そのように、まず考えています。

ただ、独自の利用意向調査などを分析しても、向こう5年間で、確実に現状より20%くらいは哺育利用というのはふえるというふうに予想しています。それは、うちの牧場に入ってくるという意味ではなく、全体的にまだ哺育を要望している方というのはいるということ、分析しております。

そういったことで、新聞、それから各種報道でも皆さんご存じだとは思いますが、道内それから管内においても、TMRセンターと同様に、クラスター事業などを活用して哺育育成センターの新設というのが相次いでいます。この哺育育成の目的ですとか、それから営農指導との密接な関係を考えれば、標茶町においても、こうした事業を活用して、利用者自身なりあるいは生産者団体がそういった方策を考える、そういった時期に来ているのではないかなというふうにも考えます。そういった選択肢があっただけなのではないかなというふうにも考えています。町が全てを賄うということでは決してないと

思いますので、そういったことの検討を関係団体、それから利用者の方々と話す機会がこれからあればいいなというふうには考えています。

どういった形であれ、哺育育成事業が町内において拡大される、そういった場面がありましたら、標茶町育成牧場として10年にわたって現場で培ったスキルをもとに、可能な限りの支援、応援あるいは努力を惜しまないというのが、現在の標茶町育成牧場のスタンスであります。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） 場長の本町の産業、酪農に対するいわゆる予習が十分なされているという面では、私、今後の育成牧場に大きな期待をするわけでありますけれども、しかしながら、現実として、限られた面積、限られた施設の中で、全ての農家の要望に取り組んでいくというのは、非常に難しいかと思えます。また、さらには、育成牧場の中では圏外飼養の問題もあります。圏外の牛が入っているということもあります。町内の牛と圏外の牛をどうバランスよく冬期間についても育成していくかということも、これから大きな問題になってくると思いますが、しかしながら本町にとっての産業、酪農である産業にとっては、大規模育成牧場というのは不可欠なものであります、どうか十分その点は理解していただきたいと、その上でもう2点お伺いいたします。

上オソの施設の問題であります。これは展示物のこととも関連がありますけれども、先日お邪魔をいたしましたら、多和平の中に、オールドグランツ、ブルドッグランツ、それとクボタのトラクター2台、固有名詞を出してしまいましたけれども、いわゆる昔の、昔と言ったらあれですけれども、昭和の戦後に間もなく入ったトラクターが、よくきれいに塗装されて展示されておりました。これは私も何回もここで要望した、農家からの寄附行為のものを御卒別の施設の中に閉じ込めておくのは何事だということで、きつい話をしたこともあるかもしれませんが、ただ残念なことに、皆さん場所はわからないかもしれませんが、今のある場所に、ただ、ぼてんと4台並べておくのは、あれは全く無意味な展示の仕方だというふうに、私は実は理解をしまっていました。何の説明書きもなく、きれいなトラクターを、古いトラクター4台並べて、私どもはわかります、私のような古い人間は、ランドクルーザーではないですね、オールドグランツ、ブルドッグランツ、櫻井さん、うんうんと言っていますけれども、本当に懐かしいトラクターです。大事な展示物をもう少し大事に、あるいは見に来た方々に理解を得るような展示の仕方をしていただきたい。少なくとも何年のトラクターであるとか、標茶の初期のトラクターであるとか、何か説明書きをするような、見た方々が説明を見て、ああそうなのかというような、やっぱりそのような温かみのある展示の仕方を考えていただきたいことと、野ざらし

になっていました。せっかく塗装しても、野ざらしであそこに置くというのは、今後どのような処理をしていくのか私わかりませんので、それをお聞きしたいのです。今後どのような方法で、今ある展示物を皆さん方に見ていただくのか、あるいは保管していただくのか。

もう一点、まだまだ上オソのD型にはいろんな農機具が入っておると思うのです。あれを今後とも、今のトラクターの方向で展示をしていくのか、思い切った何か処理をして、あそこのハウスをもっと施設としての、大規模施設としての有効利用を考えているのか、その2点お願いいたします。

○委員長（黒沼俊幸君） 育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） まず、牧場敷地内に展示している寄贈品、寄贈されたトラクターのことについて、若干言いわけをさせていただければ、展示場所についてですけれども、レストランの横のほうにきれいに美しく配置して展示しておりまして、ずっと夏の間は、観光に来られた方が危なくない状態にしていますので、子供を乗せて写真を撮ったり、ご自分たちが記念撮影したりとかという姿を毎日作業しながら見ておりまして、非常にいいことをしたなというふうに思っております。

ただ、委員ご指摘のとおり、そのトラクターが何物であるのかという、それから、例えば、どなたから寄贈されてとかという、そういった説明が全くなくて、見る方の想像にお任せするというようなことになっていたのですけれども、たまたまあの場所でイベントがあったこともあって、委員がごらんになった、ああいう場所にちょっと移動させていただいたのですけれども、その説明につきましても、メーカーのほうに古いカタログ等の提供を求めておりまして、現状でT18については古い当時のカタログが手に入りまして、それをもとに案内板をつくれればよいなど、そういうふうに思っております。もう一台、メーカーが実は違うのですね、TC-10という国内産のトラクター、そちらのほうも、メーカーさんのほう、町内にディーラーさんがございますので、そちらにカタログのほうを探していただいているということです。ただ、ランツの2台につきましても輸入物ですので、そういったものがちょっと手に入るかどうかというのはありますが、いずれにしても、もとの持ち主の方のそういった寄贈していただいた意向に沿えるように、そういった説明を加えて、説明板はつけていきたいと思っております。

それから、野ざらしでということのご指摘ありましたけれども、そのとおり夏の間は、もう雨風にさらされていますが、あれは、この後、倉庫のほうに実は収納しています。また春になったら出してという作業を繰り返しているものであります。ただ、できれば、どちらか通年で展示していただけるようなところというのを、これからいろんな方にご相談

をしたほうが現在の4台に関してはレストアの状態を良好に保つためにもいいのかなど、そういったことも考えております。ただ、現状では、冬は屋根つきの場所にきちんと保管し夏にまた出してくるという、そういう作業を繰り返します。

今後の、上オソのまだ持っている機械について、若干ですけれども、私の段階で考えているのは、この後は、物の価値、私なりの基準で言うと、ちょっとトラクター自体は新しくなってくる、それから同じメーカーの同じ機種というのも、かなり重複していますので、そういったところをよく見て選んで、レストアできるものはまたレストアしたいというふうに思っていますが、全てをとというのは、かなり年数も経過して、寄贈を受けた時点からも損壊が進んでいる部分がありますので、慎重に選んで、有効なものを有効に利用する、そういう手だては考えたいと思っています。その上で、畜舎として、では利用するのかどうかということも、2棟ある建物のうち1棟については、いつでも家畜を収容できるようになっていますし、その機械の入っている分についても、破れた箇所などの補修をこの秋にもまた進めてまいりますので、その上で必要が生じればそういった対応をしまいたいなど、そんなふうに思っています。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） 今度は綿羊の生産事業でありますけれども、これにも出ていますように、いわゆる観光施設等に特産品として供給してきたのだと、綿羊70頭、金額で言えば154万1,000円だったと、さらに羊毛として35キロとれましたよと。しかしながら、所管調査のときにもお話しいただきましたけれども、いわゆる綿羊の生産事業ということになりますとかなり厳しいのだという、実はお答えをいただいております。今後の方向として、綿羊の事業、しかしながら、これ生産事業というふうに銘打ってありますので、生産事業となりますと、やはりある意味では、費用対効果とかも出てまいりましょう。ただ、反面、いわゆる社会福祉事業との関係のこともあるというふうに実はお話を受けました。一方では、この綿羊の飼育係としてのやっぱり専門技術の人がいないということで、今回どなたか何か専門的な技術ということで、研修を受けてきているのか、きていないのかというようなお話も聞きました。となりますと、この綿羊の生産事業というのは、育成牧場として、今後どのように事業として進めていくのか、さらには、その中で、福祉事業との関連ですね、どのように保ちながら綿羊の生産事業を続けていくのか、お聞きしておきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） 綿羊の事業について、綿羊の生産事業ということで、今、委員からお話しされましたけれども、牧場としては、独自の生産物を持っているという強

い認識はございません。福祉政策の分野、それから観光物産の分野に有効に活用するためのものとしての比重のほうが高いというふうに、牧場としては考えています。

そういった方向性もあって、平成20年くらいまでは一貫して綿羊を減らす方向で、そこが綿羊の頭数の底だったと思うのですね。ただ、その後、いろんなこと、情勢も変わってきていたりとかしますし、それから、授産施設の作業としても意義があるということもありますし、特産としてその火を消せないということとかいろんなことがあって、そういったこともあって、逆に今は増産体制に入っていて、熊谷委員にも以前お尋ねいただいていたけれども、どのぐらいの規模にということがありました。

今の時点では、BSEの原因となったそのスクレイピーに対して、抗スクレイピー抗体を持った綿羊に全て統一してしまうという淘汰と、それから増産とを同時進行させている状態であります。予算上は、そのためのもとになる抗スクレイピー抗体を持った綿羊を毎年導入するという、そういう計画を平成24年くらいから立ててきていますけれども、東日本大震災によって国内唯一の綿羊市場、福島市場というのが廃止されてしまっていて、公に綿羊を手に入れる機会というのは、実はございません。それと同時に中国の需要が非常に増して、オーストラリア、ニュージーランド産の綿羊というのがどんどんそちらに流れた結果、国内産、道内産の綿羊というのが非常に重用されて、肉にどんどん出ていくものですから、繁殖用のもと綿羊というのが、買うことというのが、標茶町だけではなくて、どこの農場でも困難になっている。したがって、増頭が非常に困難な状況になっているということが、まず実態としてあります。

その上で、決算の数値を見ていただくと、牧場の綿羊の繁殖用の頭数というのは、実はこの3年間、変わっていません。年によっては淘汰のほうがまさってしまって増頭にはなっていないのですが、血統的には抗スクレイピー抗体を持ったものに入れかわってきているので、あとは自然分娩ですから、雌が多く生まれれば翌年に繁殖用の雌がふえて、そこからはふえていけるかなというふうに考えております。

そうした暁には、抗スクレイピー抗体を持っている生体ですから、一般の方で希望される方にも、例えばお譲りすることができたりとか、そういうことを町内の希望のある方に綿羊事業としてやっていただくようなことも、環境としては整ってくるかと思しますので、そういったことができる段階まで、まだ綿羊自体はふやしていきたいと。そのめどが、繁殖用としてうちのキャパを考えると200頭くらいまではあそこで飼えるのかなということ熊谷委員にも以前お答えしておりますので、ただ、そこまで何年というような年限を実は切ることができないというのが、今の綿羊全体を取り巻く情勢であります。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） 時間がかかって、申しわけないです。

今、育成牧場長のほうから、綿羊生産についての考え方をお聞きいたしました。その中でも一部、福祉事業ということも口に出されました。その関係について、いわゆる授産施設のこともあろうかと思うのですけれども、いわゆるその福祉事業とこの綿羊生産事業という捉え方、片やはそのように捉えております。当然、福祉のほうでも、その綿羊事業に関しては、どのようなお考えを持ち、対処されておるのかお聞きをしたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えします。

今、牧場の場長からありましたが、現在、社会福祉協議会の授産施設コスモスの主な農作業の作業場ということで、羊の飼育、それから観光施設の清掃等を仕事として、就労の体験の場という形で貴重な就労の場になっているということで、引き続きそういう場所の確保を行政としても積極的に提供していきたいなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） はい、わかりました。

これは、私、答弁要らないです。ちょっと注意点になろうかと思えますけれども、施設を見たときに、一部、施設の中に、農機具と申しましうか、異常に雑把が山積みになった部署がありました。ぜひ、これは、場長、早いうちに処分をすべき環境にあろうかと思えますので、答弁は要らないです、それについては、ぜひやっていただきたい。

それと、これ前にお話ししましたけれども、管理課だと思っておりますけれども、あそこの職員住宅があって、一部コスモスの施設に、授産の施設の方々の通う施設としての、休憩場所としての住宅を完備したと思っておりますけれども、1棟、見事に、今回の風か何かでもって屋根が飛んだか、ビニールシートが張ってありました。実に見苦しいことであろうかと思えます。あの処理、どのようになさいますか。

○委員長（黒沼俊幸君） 育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） 牧場内にある旧職員住宅につきましては、委員おっしゃられるとおり、3戸中2棟がかなり傷んでおります。1棟は今回の大風で屋根が剥がれてブルーシートで緊急の対応をしておりますけれども、それにつきましては、いわゆる雪寒事業で取り壊しを申請する、そういう予定をこちらでは立てておりますので、そのようにご理解ください。

それから、先ほどのお話の中で、私、スクレイピーイコールBSEの原因というふうに、そう受けとめられかねないお話をしておりますけれども、スクレイピーだけがということで

はございませんので、BSEのもとになった原因の一つとしてスクレイパーも考えられているというふうにご理解ください。

それから、もう一点、場内の鉄くず、それから利用できない農業機械等については、雪解けを待って、なるべくきれいに片づけられるよう、これから準備を進めたいと思っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 最後になります。ごめんなさい。簡単にお聞きしたいと思います。

地域間の交流事業ということで、ちょっと暮らし物件の問題でありますけれども、これはお試し住宅のというふうには私、理解しておりますけれども、「ショートステイから完全移住まで幅広い移住希望者の対応が可能となり、交流・移住人口の増加を通じた地域経済の活性化、本町の知名度・イメージ向上による観光PR効果等が図られた」と文面化されております。

そこでお聞きをしたいのですが、お試し住宅のいわゆる入居者戸数と、27年度、何軒入居されたのか、そして何人入居されているのか、さらには移住というようなところまで発展したのか、その効果をお聞きしたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） お試し暮らしの実績につきましては、14世帯となっております。それから、移住の関係につきましては、27年度では4世帯、うちお試し暮らしの利用者につきましては2世帯となっております。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） ぜひ、ちょっと暮らしということが、できる限り本町の知名度を上げながら、観光もそうですけれども、移住人の増加に通じるような、今後ともますます、ちょっと暮らし物件について、お試し住宅については充実をされたいというふうにお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

松下委員。

○委員（松下哲也君）（発言席） 私のほうからは1点、今、本多委員が最後に質問された移住対策、そのことについて、私のほうからの一つの視点から質問をさせていただきたいと思っております。

まず、12ページと13ページにわたるのですけれども、地域活性化事業の中の6番目に地域間交流事業、「移住促進のため、『北海道暮らしフェア（近畿・中京圏）』へ参加し、標茶町をPRした。また、移住希望者への道内紹介雑誌へ広告を掲載した」と、91万

9,000円と。

次のページに、今度は地域振興事業という中で、この中でも地域間交流事業と、その中で特に移住促進ということで、「ショートステイから完全移住まで幅広い移住希望者の対応が可能となり、交流・移住人口の増加を通じた地域経済の活性化、本町の知名度・イメージ向上による観光PR等の効果等が図られた」と、このように書かれております。

まず、地域活性化事業の中の地域間交流事業、北海道暮らしフェア（近畿・中京圏）へ参加し町をPRしたということについて、どのような活動がなされたのかお聞きしたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） お答えいたします。

地域活性化事業の中の地域間交流事業につきましては、地方創生交付金絡みの事業となっておりまして、正式名称が「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業」ということで、平成26年度の予算として措置されたものを、年度末に予算化されたものですから、27年度に繰り越して実施しております。

具体的な内容につきましては、大阪、名古屋圏のほうに町の職員が出向きまして、それぞれ全国からの市町村がPRに訪れておりまして、ブースを借り入れした中で標茶をPRし、首都圏の皆さんの移住に興味ある方のお話を聞くという入り口段階の事業となっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 松下委員。

○委員（松下哲也君） 国の地方創生事業の中の事業の1つを取り上げて、こうやったということで、移住に対する入り口段階の活動であったというふうに理解いたします。

次の地域振興事業の中で、これは現実として、今、町でも行っている移住体験だとかショートステイだとかということに対する取り組みかなとは思っておりますけれども、その中で、先ほど本多委員のほうから、4世帯と2世帯という実績があるということは、先ほどの質問で、私も理解をいたしました。

ただ、この中で、確かにこの前段で、スポーツ合宿等を通じた中での、そういうことで標茶に来ていただいたの、そういう中での、本町の知名度だとかイメージ向上ということには確かに私もつながっているとは思いますが、その中での移住が、まだ体験が4世帯と2世帯ということでは、やっぱり、これをまた1歩進めていくということでは、何らかの対応をやっていかなければならないのではないのかなというふうに私は思っておりますけれども。

やっぱり、私どもの近くにも、実際に標茶に移住してきた方がおります。そういう人た

ちの話を聞くと、私たちにも、ぜひその役目を果たさせていただきたいという要望があります。実際には、移住してきた方だとかに、また、希望している方とぜひお話をさせていただく場を設けていただければ、私たちは幾らでも協力しますというような話も伺っておりますので、そういうような場を設けていくということが可能なのかどうなのか、また、そういうことができるかどうかということをお聞きしたいのと、これから実際に、本当に移住ではなく、全国各地から標茶に来て、標茶に住まいを構えて仕事をしている方もおります。また、そういう人たちが、やっぱりそれぞれ県人会等をつくって、また、その人たちが活動しているというのもありますけれども、その県人会の設置に関しては、町のほうでは何カ所くらいか、何組の県人会があるかというようなことは把握はしているのかどうかということは、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

先ほどの移住された方の交流という部分だというふうには思いますけれども、おいでになる方の双方のやっぱり希望だというふうに思いますので、ただ、移住体験をされた方に標茶の魅力を伝えるなり、移住の方法なりを伝えるという方法はあると思いますので、その部分については、今後、検討させていただきたいなというふうに思います。

それから、県会の存在ということですが、私も岩手県人会というのがあるというふうには聞いておりましたが、県数、何県分があるかというのは、ちょっと私も掌握してございません。

○委員長（黒沼俊幸君） 松下委員。

○委員（松下哲也君） 県会はそれぞれの出身の人たちが、あなたも何県の出身ですかというようなことで、今度ちょっと集まろうかということで、全くそれぞれの中での活動かなと思います。でも、首都圏に行っている方たちというのはやっぱり、ふるさと会というものをつくって、やっぱり首都圏は首都圏でそういう活動をやっていると、そういうことから見ますと、やっぱり標茶は標茶で、それぞれの地方から来ている人たちがそれぞれグループをつくってまた活動するというのも一つのあれかなと思いますけれども、そういうことの手助けをしてあげるというのも、あそこには何々県の出身の人たちがいますよとかという、特に府県から農家へ嫁いでいる方々というので、やっぱりその中ではちょっと、それには、ならの木だったかな、そういう会がありますけれども、その中で、それぞれの県出身の人たちの集まりをちょっと考えてあげるといふか、お手伝いをしてあげるといふのも、行政の一つの優しい心遣いかなとは思いますが、そこら辺もこれからはちょっと考えていただければ、私は、ありがたいなとは思いますが、その点については

どうでしょうか。

○委員長（黒沼俊幸君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） 一つのご提言として受けとめさせていただきたいと思います。これもご本人たち、またいろいろ希望があるでしょうから、さまざまな情報を集めながら、一つの提言として受けとめさせていただきたいと思います。

○委員（松下哲也君） 終わります。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員。

○委員（深見 迪君）（発言席） 休憩か終わりかと迫られたのですが、手早く済ませますので。

初めに、ちょっと僕いろいろ探してみたのだけれども、見つけられなかったというか、広報しべちゃの件についてちょっと伺いたいと思うのですが、広報しべちゃの発行部数、それからかかったお金ですね、それから広報しべちゃが町外に出ている部数、これについてちょっとお知らせ願います。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 広報しべちゃの件についてお答えします。

事務報告書の49ページに、5番、広報しべちゃ発行ということで、毎月1回、年12回で、1回当たり3,700部の部数を発行しております。特別、町外というのは、以前は希望者の方には郵送料を負担していただく形で送付しておりましたが、今は多分、個人では、ほぼ希望ないと思います。

（「団体とかに予算は」の声あり）

○企画財政課長（高橋則義君） 予算は、印刷製本費ほか文書広報費で447万3,000円となっています。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） それで、この今、教えていただいた49ページ、「町内会・地域会を通じ全戸配布」というふうになっていますね。それで、幾人かの人に聞いたのですが、町内会で配っているの、町内会に入っていないところは、入っていない方には配られていないという実態があるのですね。もちろん、ある町内会は、入ってなくても配っているところもあるのですが、そうでないところで、配っていないところもあるというふうに聞いているので、私は、そういう実態もあるけれども、町民であって町税も納めて、そういう意味では、町内会を通して地域会を通してということ、事情があってもやはり全町民に配布すべきだというふうに思うのですが、それはいかがでしょうか。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 事務報告の49ページで、4番目の行政事務委託料のところ、広報委託料39団体、これは本町の地域会、町内会の数で、委託金額の中では、全町民に配る予算措置を町としてはさせていただいております。4月には、町内会、地域会の連合会の総会がありますので、その中でもお願いするという形で、お話をさせていただいておりますが、一部の町内会では取り組まれていないという実態については、私も把握しております。個別にとりに来られる方もおりますし、個別に相談される方については、細やかに対応させていただいておりますし、今後とも、地域会、町内会には粘り強くお願いするしかないのかなと思っておりますし、さらに対応としては、町内の公共施設の中に広報を置いてあるよという状態をつくり上げながら、何とか全戸配布を目指していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） そのやり方については役場が考えることであって、しかし、きちんと、町民である方にそれが配布されないというような事態だけは、避けるようにしていただきたいなというふうに思うのです。町内会にお金を出して委託してあるので、それ以上のことはできませんというのは、やっぱり町民に対して広報しべちやを発行しているわけですから、ぜひ避けていただきたいと。町内会に再度お願いするという程度ではなくて、きちんと最後まで責任を持つという姿勢を示していただきたいなというふうに思うのですが、いかがですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

基本的には、先ほど課長も言いましたし、委員がお尋ねのとおり、全町民に配るべきものというふうには思っております。その手法として町内会にお願いをしている部分、それと、もしご希望であれば個として差し上げることも十分だと思います。もう一方では、町内会の加入率といいますか、その部分は、標茶町は非常に高いというふうに言われています。そういう中で、町内会にぜひ加入していただくということの作用も含めて町内会の取り組みとしてやっていただければなという、これも違う意味での願いもあります。ただ、基本的には、全戸に広報については配る手法、今はこういう手法をとっていますけれども、ほかにどういう方法があるのかという部分については、また考えたいと思っておりますけれども、今、2つの理由をもって進めているということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） 他の市町村では、もっと大ざっぱにやっているところもあります。だから、もう当然見えていない、釧路市なんかは新聞折り込みしたりというような形で

やっているわけで、ただ、今、副町長答えられた町内会加入促進とは別問題ですから、広報しべちゃを全戸に持っていくというのは、そこはやっぱり混同しないように進めていただきたいなということを申し述べておきたいなというふうに思います。

それから、次に、ごみの分別収集なのですが、これは主要な施策の中でも述べられています。これからいろいろ処理場につきましては新しい段階を迎えることになると思うのですが、この廃棄物処理については、その成果として、非常によくなってきているというようなことが出てきているのですが、1つ問題提起をしておきたいのですけれども、私、問題点とかトラブル等はないのかという、内容審議でちょっと聞いたのですが、昨今、高齢者がふえまして、保健福祉課長、そっちのほうではよくわかるかなと思うのですけれども、軽い認知症になった方で、ごみの収集日はわかるのだけれども、分別の仕方がどうもわからなくなってきてしまっているということがあって、なかなかそれがうまくいかない、出し方がうまくいかないという方がふえてきているのではないかというふうに思うのですけれども、そういう意味で、そういう問題点、課題、トラブルはないのかというのを聞いたのですが、そういう実態というのは把握していますでしょうかね。

○委員長（黒沼俊幸君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 実態については、把握しておりません。ただ、電話等で分別に、本人は分別してしっかり分けたのだけれどもということで、分別をしっかりとしていない場合には、張り紙をして、委託業者が張って、こういうことで分別されていませんというのを張りつけていく、そのことに対しての電話は、年に何回かいただいております。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） それは私も承知しています。問題は、分別の仕方がだんだんわからなくなってきているというようの方がふえてきているということは、さっきも言いましたけれども、そういう課題があるのですよ。ですから、そのことについてどういう対応をしたらいいのかということ、ぜひ考えていただきたいなというふうに思うのですね。本人は、分別して出していると思っているわけですから、幾つかについては、その家の方に内緒で、そっと分別をし直して準備してやると。自分ところの出たごみが、外目でいじられているというのを見られるのも嫌だし、そういう点では、そういう隣近所の配慮ということも必要なのですけれども、きっと僕は、そういう方がひとり暮らしでふえてくるのではないかと、そうすると、ここに書かれてあるような成果についても、だんだんやっぱり問題が出てくるのではないかなという感じがするものですから、その点もちょっと検討課題にしておいてほしいなと思うのですが、いかがですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 今、委員ご指摘のとおり、これからそういう課題等も多くなってくると思いますので、ぜひこれから、介護事業所なんかの支援が入っている方が結構多いかと思っておりますので、そういう事業所なんかとも協議をしながら、そういう対策について検討してまいりたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） ぜひ包括の方とも相談しながら、事情をよく詳しく知っていると思うので、お願いしたいと思います。

あと2点ほどなのですが、次に病院の問題ですね。この附属書類の中で、講演会の問題とか、あるいは院長がぴしっとスーツを着て7地域を渡って非常に丁寧な説明をしてくれたという実態があって、あれはたしか初めてのことなのかなと思うのですが、すばらしい取り組みだなというふうに思いました。

ついでに言えば、これも初めて聞いたのですけれども、今年度、講演会を行ってくださった先生は、半分お世辞も入っているのかなと思うのけれども、派遣している医師に地域の中で標茶が一番人気があるという話をしていました。私、そのときすごく、そこに集まって講演を聞きに来た方も非常にうれしい気持ちで聞いたと思うのですが、この審査意見書の中でも書いてありますよね。

いつも私思うのですが、あの町立病院を守っていくのに僕らはどういう力を出したらいいのかなと思うのですが、いつも理事者とか議長さんとかいう方々が、本当にもう想像もできないぐらい大変な努力をされて、医師の確保をしているのだと思うのですよ。この意見書の中には、行政と住民が一体となってというようなこととか、本当に町立病院を守っていかなくてはならないというようなことを話しています。

それで、今いる医師だけでなく、派遣されてきたお医者さんと町民が、やっぱり交流を深めるというか、何かそういう催しがあつていいのではないかと。最近の話で言えば、非常に厳しい根室の病院を守るという点で、市立根室病院なんかでは何回か、お医者さんと住民が一緒になって焼き肉パーティーをやるとか、そういうような催しをやったということもあるのですが、あの講演会はぜひ回数もふやして続けてほしいと思いますし、同時に、派遣されてきた医師と住民との交流というの、ぜひ考えてもらいたいなと思いますね。

私、何度か札幌で開かれるそういう研修会に行ったことあるのですが、そこに来ている研修医の人に、町長がセールスをしているのですよね。もう、終わったらぜひ私の町に来てくれというようなセールスをやったりもしているのですが、やっぱり町民と医師とのつながりも大事だと思うのですよ。

そういう意味では、理事者の人たちだけの努力ではなくて、町民の力も使った、そういう町立病院の維持といたしますか、発展をやっていききたいなというふうに思うのですが、その点はいかがでしょう。

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時40分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

深見委員。

○委員（深見 迪君） 教育の問題について最後に質問して、終わらせていただきます。

私、内容審議の中で、教職員の多忙化について質問いたしました。一定の効果があるということで、内容を聞きましたら、会議の効率化、それから会議を少なくしたということでしたね。それによる弊害はないのかというような気が私したのですけれども、本当に必要な会議ならしななければならないと思うのですけれども、それによって、ちょっと困るようなことがないのか、パソコンのやりとりや文書のやりとりだけで、連絡だけで済ませるようになっていはいはないかと。教職員同士の思いを伝えるような、そういうことは物すごく教育の現場では大事だと思うのですけれども、会議を減らすだけで教職員の多忙化を防いだということでは済まされないような気がするのですが、そういう心配についてはどうですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

先ほど私がお話したのは一つの実践例でありまして、それぞれ学校の中で、職員会議、朝の打ち合わせ、それからさまざまな校内委員会がございます。会議を減らしたという部分は、実際にそういう形で生み出された時間をおのおのの業務に使うことができ、そうしてもって余裕ができる、それが結果として多忙化の解消につながりつつあるという、これは報告が出ているのですけれども、必要な校内委員会あるいは職員会議を含めて、必要な場面で必要な議論は、これは当然されておりますので、その部分についての、言ったら弊害というところはないかなというふうに理解はしているところでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） それで、この一定の効果を上げたということは、それはそれでいいのですけれども、この評価はそれで構わないと思うのですが、これは、ほんの一部です

よね、ある意味ね、教職員の多忙化という問題についていえば、ほんの一部だというふう
に思うので、今後どのようにそれを考えているのか、どういう方向で進んでいくのかとい
うことについて、ちょっとお聞きしたいなと思うのですが。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

それで、先ほども説明させていただきました、道教委が示しています多忙化に対する取
り組み、これについては、以前にもご答弁させていただきましたけれども、定時退勤日の
設定や、中学校でいけば部活動休止日の設定、それと勤務体制にかかわる制度の改正、い
わゆる週休日の振りかえの特例や、そういった部分での制度改正、これらもありますし、
あとは管理職による職員の勤務実態の把握、そういった取り組みが、これはもう単年単年
で終わることはなく、引き続き続けていくこととなりますし、またそれ以外にも、例えば、
これはちょっと一つの町村ではなかなか難しい面はありますけれども、定数の改善の問題
や、それこそ少人数問題の実現等々、これは管内あるいは全道挙げて国のほうに要請を毎
年していますけれども、引き続きやっていきたいなというふうには考えておりますし、あ
とはその職場の環境、いわゆる人員の配置、これらも含めて人事異動の中でバランスのと
れた職員配置といった部分についても、引き続き教育局のほうとも協議を進めながら進め
ていきたいな、そんなふう考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） 今ある現状の体制の中で少しでもという気持ちはよくわかるので
すけれども、もう、それでは教員の長時間勤務の改善に太刀打ちできなくなってきている
ということで、最近では、もっと文科省も含めて、構造的に全体を改革していかなかった
らどうにもならないところまで来ているという話ですよ。それで、そういう意味では、
最も今何をどうすべきかということについても問題提起がされているわけですが、
それは、今言った教職員をふやすということを含めて、そのほかにありますか。何が今、
一番ネックだと。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

実際に町内の現状でいきますと、実は、昨年度、委員のほうから、町内の先生方の勤務
状況どうなっているのだ、実態把握しているのかということでご指摘ありまして、個別に
学校長とも状況についてはお話を聞いております。

それで、やはり学校規模や校務分掌あるいは経験年数もろもろ、町内においても、かな
り実態の部分については違っているかな、とりわけ中心校の部分については、やはりいろ

いる保護者との対応を含めて、多い部分があるのかなというふうには思っておりますが、実態的に言えば、恒常的な部分ではないのですけれども、学校行事やあとは学期末等、業務が忙しくなる部分については、長時間勤務があるというふうにはおっしゃっておりますけれども、半数以上の学校については定時で退勤している、これが町内の実態かなというふうに考えております。

ただ、中学校の部分については、これどうしても部活動がありますので、定時ではなかなか退勤できないというのはありますけれども、それも、先ほど申しましたように、週1回の部活動の休止日や、あと土日は大会等入っていなかったら部活動はやらないというような学校もありますので、町内の実態で言いますとそういうような状況ですけれども、委員のご指摘の部分については、今後も学校現場からの声も聞きながら、学校と道教委と連携をしながら取り組みを進めてまいりたいなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） 今のお答えで十分なのですが、私の質問も歯切れの悪い質問で、自分でもそう思いながら質問していたのですが、道教委も文科省も、今の実態をもっと深刻に捉えていると思うのですね。町内でも、郡部のほうの学校は比較的、経験則でいっても、余裕あるなというふうに思うのですが、今やもう改善という言葉を使っていないですよ。文部科学省なんかは、待ったなしの改革が迫られているというような言い方をしているのです。改革ですから。だから、構造的なものだということなのです。今言った部活動なんかについても、こういうときはこうだという、先生方のやりたいという気持ちや、子供たちのもっとという気持ちもあるかと思うのですけれども、それと引きかえに、教職員のそういう長時間労働を引きかえにするわけにもいきませんから、そういう意味では、待ったなしの改革という、そういうことに日本の教育界も乗り出してきているなど。

きょうは決算ですから、そこまで踏み込んで言いませんけれども、その点については、もう既に提言もされていますし、かなり大がかりな改革が行われるのではないかというふうに思います。さっき課長おっしゃったように、一番先に言っていることは、重点課題として部活動を挙げていますよね。だから、そういう意味では、現状を見据えながら、思い切った手だてを、一定の効果だけで済ませるのではなくて、そういう意味では、本当に思い切った改革というか、そこに部活動なんかにメスを入れながらやっていく必要があるなという構えですね、教育委員会のほうではどういうふう to それを捉えているのかなというふうな気がするのですが、もう一度言います、そういう待ったなしの改革が迫られているということについての思い切った改革について、教育委員会としてはどういう構えでお

られるのか、そこだけ聞いて終わりにしたいと思うのですが。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

今、委員ご指摘がありました、その改革の部分については、今、本当に国レベルで、教職員の多忙化という部分は大きな課題として捉えておまして、さまざまな取り組みといますか、今、方向性が示されているところなのかなというふうには、理解はしております。今言った部活動の部分についても、外部指導者をどのように活用していくのか。現実には、東京のほうでは、そういった部分も活用するというふうな動きも出ているようなことは聞いておりますけれども、今後その部分がこういった形で末端の町教委のほうに示されてくるのかという部分については、ちょっとまだ今の段階では、私どもとしては、どういう動きになるのかというのは押さえてはおりませんが、そういった動きがこれから来るのだろうか、やっていかななくてはならないだろうなというような意識では私ども捉えておりますので、その部分についてご理解をいただきたいなというふうに思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） 今後の課題だと思いますので、予告だけしておきたいと思うのですが、部活動の定義ですよね。これについて、やっぱり教育委員会としてもしっかり、教育委員会だけではなくて現場の教職員を含めて、しっかりと定義づけをします。部活動というのは、もともと教職員の本務でないわけですよね。そうですね。だから、その教員の職務として、部活動が明確に定められているというものではないので、そのところを含めた部活動の定義を、まずしっかり確立するということが大事だし、今、多分、課長はそのことを言ったと思うけれども、教員だけでなく、もっと違うマンパワーを活用した部活動のあり方ということも、これから必要になってくると思うのですが、その部活動の定義だけについて最後お答えを聞いて終わりにします。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えをしたいと思います。

委員ご指摘のとおり、部活動の部分については、校内の学校活動という中では、これは位置づけられているところでありますし、それなりの専門の知識、技術、これらを持っている先生方、いろいろな部分で、運動系、文化系含めて、これは多いことでありまして、それに子供、そして保護者が期待する部分、これも大きいところだと思いますし、その期待に先生方、応えたいということで、日々頑張らせていただいているところだと思いますので、定義といえばちょっとあれですけども、そういった部分で今後の部活動のあり方、外部指導者含めて、こういった動きになっていくのかといったところは、まだ具体的な部

分は見えてきませんが、そういった人材の確保を含めて、今後その動きに沿って町としても検討すべき部分は検討していく必要があるのかなど、そんなふうに考えております。

○委員（深見 迪君） 終わります。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） 討論はないものと認めます。

これより認定第1号から認定第7号まで認定7案一括して採決いたします。

お諮りいたします。

認定7案は、いずれも認定すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号から認定第7号まで、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（黒沼俊幸君） 以上で、本委員会に付託を受けました認定7案の審査は終了いたしました。

これをもって平成27年度標茶町各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 2時57分）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委 員 長

黒 沼 俊 幸